

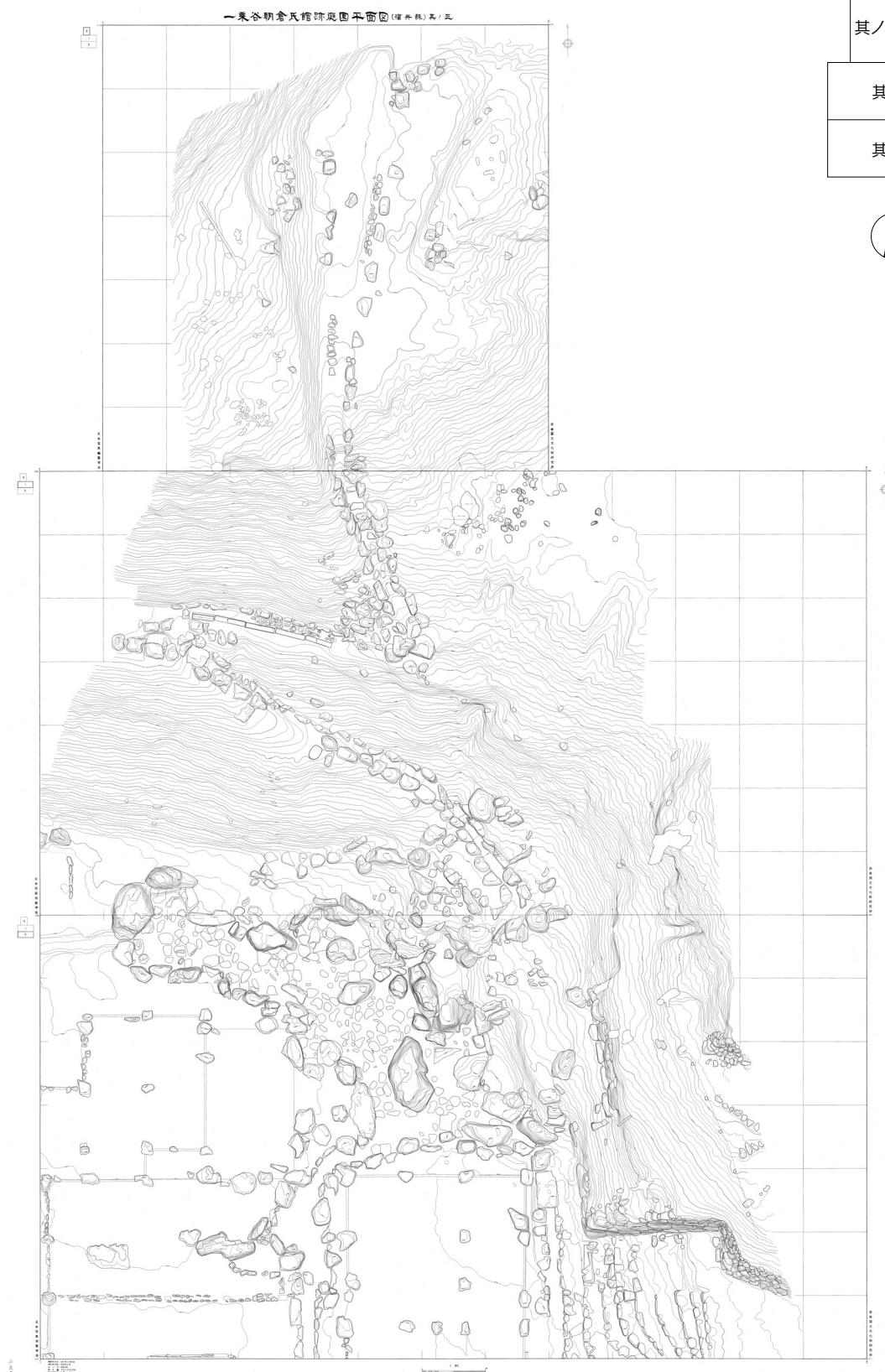
卷 末 資 料
附 録
図 版 目 次

- 図面配置 凡例 -

其ノ三

其ノ一

其ノ二



[卷末図 1] 一乗谷朝倉氏館跡庭園 発掘後平面図 (写真測量撮影年 昭和 46 年 (1971))
S=1/200 (原図は S=1/20)

※其ノ一、其ノ二、其ノ三を合成の上、凡例及び方位を追記

[巻末表 1] 朝倉館跡庭園 図面類一覧表

No.	資料名	作成年若しくは 発行年	縮尺	作成者	所蔵	発行元	備考	本書掲載 図面番号
1	環境整備計画図：多賀城廃寺、一乗谷朝倉氏遺跡、末松廃寺跡、百済寺跡、武蔵国分寺跡	S43.8	-		奈文研		写真焼き付け（台紙貼り付け、ファイリング）9枚	
2	一乗谷朝倉氏館跡整備整備計画図 原図（昭和43年度）	S43.10	-		奈文研		A2サイズ/No.2・9・19・21 で計51枚	
3	一乗谷朝倉館跡 障壁箱実測図	S43.11	-		奈文研			
4	一乗谷朝倉館設計図	S43	1/200		奈文研			
5	一乗谷朝倉氏館（義景館）庭園実測 図	S44.10.28	1/100		奈文研		湯殿跡の測点図含む	
6	一乗谷朝倉氏館跡庭園平面図 （福井縣）其の一～三	S44.11.13 撮影 S45.3 図化	1/20	奈文研 / 日本写 真測量学会	奈文研		平面図（その1・2）各1枚 / 等高線間隔：岩（5cm）、平地（10 cm） / 等高線にて標高表記	
7	一乗谷朝倉氏館跡庭園立面図	S44.11.13 撮影 S45.3 図化	1/20	奈文研 / 日本写 真測量学会	資料館		等高線間隔：岩（5cm）、平地（10 cm） / 等高線にて標高表記	
8	朝倉館跡全体計画図	S43～45か	1/200		奈文研			
9	一乗谷朝倉氏館跡整備整備計画図 原図（昭和45年度）	S45.9	-		奈文研		A2サイズ/No.2・9・19・21 で計51枚	
10	一乗谷朝倉館跡庭園平面図 標高点	S44～45か	-		奈文研		9枚	
11	一乗谷朝倉氏館跡 平面図	S44	1/20		奈文研		No.6を元図に整備箇所を網掛 で示す	
12	一乗谷朝倉氏館跡 立面図	S44	1/20		奈文研		No.7を元図に整備箇所を網掛 で示す	
13	一乗谷朝倉館跡環境整備計画図・全 域計画図	S45.9	1/100		奈文研			
14	一乗谷朝倉館跡環境整備計画図	S45か	-		奈文研		年代は、図面の一部に、 1969.10 写測、1970.3 図化と の明記を基に推測	
15	一乗谷朝倉館跡環境整備計画図	S45か	-		奈文研		年代は、図面の一部に、 1969.10 写測、1970.3 図化と の明記を基に推測	
16	一乗谷朝倉館跡環境整備計画図	S45か	-		奈文研		年代は、図面の一部に、 1969.10 写測、1970.3 図化と の明記を基に推測	
17	一乗谷朝倉館跡遺構配置図	S43～46	1/100		奈文研		「遺跡調査図集」内にあり / 年 代は、図集の目次に記載され ている調査年月日を記入	
18	一乗谷朝倉氏館跡庭園平面図（福井 縣）	S46.11.23 撮影 S47.3 図化	1/100	奈文研 / 日本写 真測量学会	資料館		等高線間隔：岩（5cm）、平地（10 cm） / 等高線にて標高表記	
19	一乗谷朝倉氏館跡整備整備計画図 原図（昭和46年度）	S46	-		奈文研		A2サイズ/No.2・9・19・21 で計51枚	
20	第3次 土塁 （北門・南門・墓所等） 石配置図（方眼紙）コピー	S47.5	-		奈文研		計18枚青鉛筆で書き込みあり （河原氏が牛川氏に送った手紙 の内容から河原氏の書き込み と思われる。）	
21	一乗谷朝倉氏館跡整備整備計画図 原図（昭和47年度）	S47	-		奈文研		A2サイズ/No.2・9・19・21 で計51枚	
22	測量図	S47	-		資料館			
23	朝倉館跡手書き平面図	S47か	-		奈文研			
24	土塁整備計画図	S47か	-		奈文研			
25	倉庫跡整備計画図	S47か	-		奈文研			
26	アズチ周辺整備計画図	S47か	-		奈文研			
27	井戸枳実測図	S47か	-		奈文研			
28	義景館全体計画図	S47か	1/200		奈文研			
29	算出根拠記録	S47か	1/10		奈文研			
30	遺構高図	S47か	1/10		奈文研			
31	遺構高図	S47か	1/10		奈文研			
32	石組水路計画図	S47か	1/10		奈文研			
33	一乗谷苑路（水路）計画図	S47か	1/10		奈文研			
34	遺構高図	S47か	1/10		奈文研			
35	土塁整備計画図（断面）	S47か	1/10		奈文研			
36	土塁整備計画図（断面）	S47か	1/10		奈文研			
37	不明図	S47か	1/10		奈文研			
38	アズチ整備計画図	S47か	1/10		奈文研			
39	一乗谷 朝倉館跡設計図	S47か	1/100		奈文研			
40	一乗谷 朝倉館跡設計図	S47か	1/200		奈文研			

No.	資料名	作成年若しくは 発行年	縮尺	作成者	所蔵	発行元	備考	本書掲載 図面番号
41	「朝倉氏館址庭園平面図」 日本庭園史大系	S48.7	-	重森三玲	資料館	社会 思想社	南面の立面図含む	
42	タイトルなし	不明	-		資料館		小座敷広縁から見た滝石組 / 標高表示あり	
43	一乗谷朝倉氏遺跡館跡平面図 (全体図)	不明	1/500		奈文研		4 庭園周辺地形図 / 地図内に 足羽町役場在り (S46.9.1 以前 か?)	
44	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
45	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
46	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
47	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
48	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
49	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
50	一乗谷朝倉館跡発掘遺構図	不明	1/200		奈文研			
51	一乗谷 義景館跡	不明	-		奈文研		縮図	
52	一乗谷発掘調査遺構写真 (諏訪館、義景館)	-	-		奈文研		2L サイズ / 諏訪館跡とあわせ て計 21 枚	
53	一乗谷義景館発掘遺構平面図 (縮図)	不明	1/100		奈文研		書き込みあり	
54	朝倉館跡庭園斜面部崩落前 オルソ 写真合成・レーザー測量図	H19	1/100		資料館			
55	朝倉館跡庭園斜面部修理前 平面・ 立面写真測量図	H22	1/100		事務所			
56	朝倉館跡庭園斜面部修理後 平面・ 立面写真測量図	H23	1/100		事務所			
57	平面レーザー測量図	H27	1/100	(株)サンワコン	資料館	資料館	H29 年度図化済	

※凡例 上記表中での記載においては下記の略号を用いた。

作成者及び所蔵：奈文研・・・奈良文化財研究所、資料館・・・一乗谷朝倉氏遺跡資料館、事務所・・・一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所

作成年若しくは発行年：S・・・昭和、H・・・平成

〔巻末表 2〕 湯殿跡庭園 図面類一覧表

No.	資料名	作成年若しくは 発行年	縮尺	作成者	所蔵	発行元	備考	本書掲載 図面番号
1	一乗谷 湯殿跡	S32 か	1/100		奈文研		A 1 / 1 枚 森・村岡調査の原図か	
2	一乗谷・高野山天徳院・旧秀隣寺・ 慈光院・南禅院 他 (雑)	S32.8	-		奈文研		スケッチブック (計測 者：森氏) / 諏訪館跡、 南陽寺跡、湯殿跡	
3	一乗谷・高野山天徳院・旧秀隣寺・ 慈光院・南禅院 他 (雑)	S32.8	-		奈文研		スケッチブック (計測 者：森氏) / 諏訪館跡、 南陽寺跡、湯殿跡	
4	一乗谷朝倉館跡湯殿跡実測図	S32.9 か	1/100		奈文研		実測：森・村岡	
5	一乗谷朝倉氏館跡湯殿庭園遺跡立面図	S43.12 撮影 S44.3 図化	1/20		奈文研		西側図面 2 枚・北側図 面 2 枚の 4 枚 1 セット 写真測量図	
6	環境整備計画図：多賀城廃寺、一乗 谷朝倉氏遺跡、末松廃寺跡、百済寺 跡、武蔵国分寺跡	S43.8	-		奈文研		写真焼き付け (台紙貼 り付け、ファイリング) 4 枚	
7	「朝倉氏御湯殿址庭園平面図」 日本庭園史大系	S48.7		重森三玲	資料館	社会思想社	東面の立面図含む	
8	朝倉氏湯殿跡庭園実測図	S57.11	1/100		資料館		福井県発注、中部測量 受注 / 樹木表記あり	
9	湯殿跡庭園平面図	不明			資料館		発掘報告書 I 掲載図 No.8 をトレースか	
10	平面レーザー測量図	H28			資料館		未図化、測量のみ	

※凡例 上記表中での記載においては下記の略号を用いた。

作成者及び所蔵：奈文研・・・奈良文化財研究所、資料館・・・一乗谷朝倉氏遺跡資料館

作成年若しくは発行年：S・・・昭和、H・・・平成

[巻末表 3] 諏訪館跡庭園 図面類一覧表

No.	資料名	作成年若しくは 発行年	縮尺	作成者	所蔵	発行元	備考	本書掲載 図面番号
1	一乗谷 諏訪館跡	S32 か	1/100		奈文研		森・村岡調査の原図か	
2	一乗谷 諏訪館跡	S32 か	1/100		奈文研		森・村岡調査の原図か	
3	一乗谷・高野山天徳院・旧秀隣寺・ 慈光院・南禅院 他(雑)	S32.8	-		奈文研		スケッチブック(計測 者:森氏)/諏訪館跡、 南陽寺跡、湯殿跡	
4	一乗谷・高野山天徳院・旧秀隣寺・ 慈光院・南禅院 他(雑)	S32.8	-		奈文研		スケッチブック(計測 者:森氏)/諏訪館跡、 南陽寺跡、湯殿跡	
5	一乗谷朝倉館跡諏訪館跡実測図	S32.9 か	1/100		奈文研		実測:森・村岡	
6	朝倉氏諏訪館庭園立面図	S43.2 撮影 S43.3 図化	1/20		奈文研		西側図面2枚・北側図 面2枚の4枚1セット 写真測量図	
7	環境整備計画図:多賀城廃寺、一乗 谷朝倉氏遺跡、末松廃寺跡、百済寺 跡、武蔵国分寺跡	S43.8	-		奈文研		写真焼き付け(台紙貼 り付け、ファイリング) 5枚	
8	「朝倉氏諏訪館址庭園平面図」 日本庭園史大系	S48.7		重森三玲	資料館	社会思想社	滝石組と井泉石組の立 面図含む/測量図	
9	一乗谷 諏訪館跡	S49.7	1/50		奈文研		調査者不明、原図	
10	一乗谷 諏訪館跡	S49.7 か	1/100		奈文研		調査者不明、原図。	
11	朝倉氏諏訪館跡庭園実測図	S57.11	1/100	中部測量	資料館	資料館	樹木表記あり	
12	諏訪館跡庭園平面図	不明			資料館		発掘調査報告書I掲載 No.11をトレースか	
13	朝倉氏遺跡 諏訪館跡庭園	不明	1/20		資料館		苔の着生範囲や変色を 図化	
14	特別史跡 一乗谷朝倉氏遺跡(館跡) 17	不明	-		奈文研		製図:福井県、諏訪館 周辺地形図	
15	一乗谷発掘調査遺構写真(諏訪館、 義景館)	-	-		奈文研		2Lサイズ/朝倉館とあ わせて計21枚	
16	平面レーザー測量図	H27	1/50 1/100	(株)サンワコン	資料館	資料館	H29年度図化済	

※凡例 上記表中での記載においては下記の略号を用いた。

作成者及び所蔵:奈文研・・・奈良文化財研究所、資料館・・・一乗谷朝倉氏遺跡資料館

作成年若しくは発行年:S・・・昭和、H・・・平成

[巻末表 4] 南陽寺跡庭園 図面類一覧表

No.	資料名	作成年若しくは 発行年	縮尺	作成者	所蔵	発行元	備考	本書掲載 図面番号
1	一乗谷 南陽寺跡	S32 か	1/100		奈文研		森・村岡調査の原図か	
2	一乗谷・高野山天徳院・旧秀隣寺・ 慈光院・南禅院 他(雑)	S32.8	-		奈文研		スケッチブック(計測 者:森氏)/諏訪館跡、 南陽寺跡、湯殿跡	
3	一乗谷・高野山天徳院・旧秀隣寺・ 慈光院・南禅院 他(雑)	S32.8	-		奈文研		スケッチブック(計測 者:森氏)/諏訪館跡、 南陽寺跡、湯殿跡	
4	環境整備計画図:多賀城廃寺、一乗 谷朝倉氏遺跡、末松廃寺跡、百済寺 跡、武蔵国分寺跡	S43.8	-		奈文研		写真焼き付け(台紙貼 り付け、ファイリング) 4枚	
5	「朝倉氏南陽寺址庭園平面図」 日本庭園史大系	S48.7		重森三玲	資料館	社会思想社	測量図/南面の立面図含 む	
6	タイトルなし	不明	1/50		資料館		発掘報告書I掲載図	

※凡例 上記表中での記載においては下記の略号を用いた。

作成者及び所蔵:奈文研・・・奈良文化財研究所、資料館・・・一乗谷朝倉氏遺跡資料館

作成年若しくは発行年:S・・・昭和、H・・・平成

[巻末表 5] 朝倉氏・一乗谷・庭園関係年表①（朝倉氏の興隆と滅亡）

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
保延 2	1136	朝倉高景、生まれるという。						『八木家系図』
建保元	1213	朝倉高景没。						『八木家系図』 2 月 15 日
建長 6	1254	朝倉広景、但馬朝倉谷に生まれるという。						『朝倉家伝記』
嘉元元	1303		朝倉広景、夢の告げにより法華経を持して越前に下り、妙浄と夫婦になるという。					『朝倉家伝記』
正和 3	1314	朝倉高景、近江国に生まれる。						『朝倉家伝記』
延元 2	1337		朝倉広景、但馬より越前に入国する。					『日下部氏朝倉系図略』
文和元	1352	朝倉広景没。						『朝倉家伝記』、『朝倉始末記』、『日下部氏朝倉系図略』 2 月 29 日
延文 2	1357		朝倉高景、足利尊氏より東寺合戦の勲功の賞として足羽庄預所職を宛行われるという。					『朝倉家伝記』、『朝倉家記』 10 月 2 日
貞治 5	1366		足利義詮、朝倉高景〈遠江守・宗祐〉に宇坂庄・棗庄・東郷庄・坂南本郷・河南下郷・木部島・中野郷等の地頭職を勲功の賞として宛がう。					『朝倉家伝記』、『朝倉家記』 11 月 6 日
14 世紀後半							天心清祐、南陽寺を建立	『朝倉家伝記』の「太心 下野守孫右衛門為景太心宗忠」の項にあり、天心は初代孝景の 4 代前の大功（氏景）の妻である。3 代前の貞景の母親の法名にあたる。天心の生没年は伝わらないが、貞景を延文 5 年（1360）に生んでおり、天心が活躍した 14 世紀後半が南陽寺の創建年代と推定されている。
応永 9	1402	朝倉家景（教景）生まれる。						『朝倉家伝記』、『日下部氏朝倉系図略』
応永 11	1404	朝倉氏景（大功）没。	朝倉氏景、一乗に熊野を勧請して社殿を建てる。					『朝倉家伝記』、『日下部氏朝倉系図略』 12 月 28 日
応永年間			後に朝倉氏お抱えの越前猿楽の芸能者となる、「一若」の座としての活動がうかがわれる。					『時宗過去帳』 応永 20 年以降
正長元	1428	朝倉孝景（英林・後の一乗谷初代）生まれる。						『朝倉家伝記』、『朝倉始末記』 4 月 19 日
永享 3	1431		南陽寺比丘尼、鳴滝殿領安原庄代官職を再び安堵される。				「安原庄代官南陽寺」の所見あり	『看聞御記』 永享 3 年 10 月 7 日条 / この南陽寺が後代の南陽寺と同じものであることはほぼ確実であり、南陽寺の創建場所や寺地の移動は詳らかではないが、当時の朝倉氏の根拠地に位置していたと推定されている

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	誠訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
嘉吉元	1441		朝倉頼景、足利義政より結城合戦の恩賞として和田荘と電光剣を与えられる。					『永亨記』、『結城戦場物語』、『朝倉家伝記』 4月16日
2	1442		諸人にもてはやされる曲舞（二人舞）が、家僕らの勧進により都で行われる。					『管見記』 5月8日 同年5月24日条より、この二人舞は幸若大夫であったことが分かっており、すでに幸若舞が人気の芸能となっていたことを示す。
宝徳元	1449	朝倉氏景（子春・後の一乗谷2代）生まれる。						『朝倉家伝記』 4月5日
2	1450	朝倉家景（固山）没す。家景、一乗谷に居す。						『朝倉家伝記』、『日下部氏朝倉系図略』、『流水集』／『五山文学新集』 12月20日
長禄元	1457	孝景、このころ京都にて月次歌会を催す。						『草根集』 7月8日
3	1459		朝倉教景、阿波賀城戸口に合戦する。					『日下部氏朝倉系図略』、『安波賀春日之縁起』 2月21日
寛正2	1461		足利義政、孝景に越中、越前両国の所領7箇所を給い、越前守護代の補任について相談する。					『大乘院寺社雑事記』 10月16日
6	1465		慈観院光玖、一乗より足利義政に蠟燭百挺を進上する。					『親元日記』 7月14日
応仁元	1467	京都で応仁の乱起こる。孝景、西軍として参戦。						『大乘院寺社雑事記』
2	1468	朝倉孝景（一乗谷初代）が越前へ下る。以後歴代在国する。						『大乘院寺社雑事記』 閏10月14日
文明3	1471	朝倉孝景、氏景、東軍に属す。越前の守護職について朝倉孝景の望みに任せるといふ足利義政の御内書が下される。						『朝倉家伝記』、『朝倉家記』、『越州軍記』、『朝倉始末記』
5	1473	朝倉貞景（後の一乗谷3代）生まれる。						『朝倉家伝記』、『日下部氏朝倉系図略』 2月5日
7	1475		斬波義敏、上洛する。					『朝倉家記』、『真盛上人往生伝記』 12月3日
9	1477		歌人招月庵正広、一乗に下り、敷内中納言・常光院亮憲らと参会する。					『松下集』／『福井市史資料編』 7月／これ以降、二代氏景、三代貞景のもとへ引き続き訪れ、当主をはじめ朝倉一族や家臣たちと交流を深める
11	1479	一条兼良が越前に下向し、孝景の歓待を受ける。					一乗谷に下向した入道前関白・准三宮一条兼良、初代孝景の妹の寺に迎えらる	『大乘院寺社雑事記』 9月11日 『真珠庵過去帳』の二十日の項目より、初代孝景の弟の朝倉経景の妹、文泉宗才蔵主が南陽寺の前住であったことが分かっている。また『宗滴夜話』より、初代孝景の四女が南陽寺に住していたことも知られている。
孝景晩年 11～12年か		「朝倉孝景条々」成立。条文から、朝倉氏が在地芸能者である越前猿楽を保護していたことが分かる。						佐藤圭（2008）『朝倉氏の家訓』福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 越前国の安定期に入ることから成立時期が推定されている。
13	1481	孝景没（氏景（一乗谷2代）が跡を継ぐ） 氏景、代始御礼として足利將軍義尚へ成崇道筆本尊福祿寿・脇趙大年筆山水・人物の三幅一対を、また政所代の蝸川親元へ龍眠筆山水・人物の四幅一対を贈る。						『親元日記』、『大乘院寺社雑事記』 7月26日 『親元日記』

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
14	1482	一乗谷大火。一乗谷朝倉氏景邸が焼ける。斯波氏館と氏景は無事。						『大乘院寺社雑事記』 文明 14 年閏 7 月 3 日条
18	1486	招月庵正広、能登より上洛し、氏景在所に参上する。						『松下集』 5 月 10 日
		氏景、正広に 30 首和歌を詠ませる。						『松下集』 5 月 20 日
		7 月 3 日朝、氏景没。(貞景(一乗谷 3 代)が跡を継ぐ。)						『朝倉家伝記』、『月舟和尚語録』、『大乘院寺社雑事記』、『後法興院記』、『政覚大僧正記』等
長享 2	1488	朝倉景冬、侍千人を率いて仙洞御所旧跡の松を東山殿に運ぶ。						『蔭涼軒日録』、『北野社家日記』 2 月 21 日
		景冬、人数三千人で松を引く。足利義政に見参し、銭三千疋を進上する。						『蔭涼軒日録』、『実隆公記』 2 月 23 日
延徳 2	1490		貞景、月次歌会を催し、招月庵正広を招く。					『松下集』 6 月 14 日
			斎藤民部丞藤原隆家、三十六首歌会に正広を招く。					『松下集』 6 月 18 日
			武原式部丞藤原忠恒、十五首歌会に正広を招く。					『松下集』 6 月 25 日
			貞景、五十首連歌を催し、正広を招く。					『松下集』 6 月 30 日
			貞景、七夕連歌会に正広を招く。					『松下集』 7 月 7 日
			山崎新座衛門尉藤原吉家、歌会に正広を招く。					『松下集』 7 月 8 日
			正広、板倉備中入道宗永所に右衛門佐義廉の子息栄棟喝食に対面し、詩・歌を進上する。					『松下集』 7 月 23 日
			貞景、月次歌会に正広を招く。					『松下集』 7 月 24 日
			朝倉経景、二十首連歌会に正広を招く。					『松下集』 7 月 27 日
			千手院昌賢、歌会に正広を招く。					『松下集』 7 月 28 日
			正広、一乗の妙満寺末寺顕本寺に行き、その住僧観行房と会い、歌を詠む。					『松下集』 7 月 29 日
			正広、堯憲に秘歌を伝授する。					『松下集』 8 月 5 日

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
	3 1491	貞景、美濃齋藤妙純の娘を妻に迎える。						『大乘院寺社雑事記』 4月5日
		夫泉宗丈（式部蛇足）、大徳寺真珠庵の襖絵を描く。						米原正義氏（1986）『戦国武将と茶の湯』.pp.63 代々越前の絵師である曾我派を朝倉氏はお抱えの絵師として保護しており、曾我派の正統は累代蛇足と号した。
			細川政元・為広等、金津より一乗朝倉貞景の所に着く、貞景、一献を設ける。					『大乘院寺社雑事記』 4月22日
			宗祇、越前へ下る。朝倉貞景館で句を詠み、注をつける。					『下草』、『下草注』 5月2日／金子金治郎『連歌師宗祇の実像』158 「おくや滝雲に涼しき谷のこゑ」の句を詠み、「谷あひなどのしんしんとしたるに、水のこゑなどのして、雲の涼しきは、おくにたきのあるかとの心也」と注をつける
明応2	1493	朝倉孝景（大岫、後の一乗谷4代）生まれる。						『朝倉家伝記』、『朝倉始末記』 11月22日
	8 1499		猪苗代兼載、朝倉貞景邸の連歌興行に招かれ発句する。					『園塵』 10月1日 「おさまれる山風しるし雪の松」と発句する。
永正元	1504	後柏原天皇、貞景が絵をよく描くことを存知のため、元代の大軸を下賜して貞景が喜ぶかを心配する。						『宣胤卿記』 12月9日 「あさくらゑをよくかき候よし、きこしめし候ほどに、この御ゑ（四ふく一つゐすせうが筆）下され候はんずるとおぼしめし候。あなたにはよきゑしも候べきに、見どころなきやうに候て、いかが候はんずるやらん。」
	3 1506	貞景、土佐光信に京中屏風一双を描かせる。この日、三条西実隆、これを見る。「もっとも珍重の物で、興があった」と記す。						『実隆公記』 永正3年12月22日条 洛中洛外図屏風の初例と考えられている。
	5 1508	飛鳥井雅康が、蹴鞠の奥義を記した免許状、『蹴鞠秘伝書』を孝景に伝授する。						『蹴鞠秘伝書』奥書
	6 1509						3代貞景、建仁寺の月舟寿桂を貞景の二女良玉の得度の師として下向を要請し、良玉は剃染受戒し、寿桂は8月に上洛	『実隆公記』 永正6年6月2日条、8月15日条 月舟寿桂が記した『幻雲文集』によれば、貞景は多くの子女の中でも特に良玉を鍾愛して南陽寺を再建しており、また南陽寺を「金碧目を奪う。北州の寺、其の比を見るは罕なり」と、北陸に類を見ない素晴らしい寺院であったとしている。 『朝倉家伝記』によれば、貞景は南陽寺の仏殿と方丈を建立し、この時良玉はその住持長老であったという。

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
9	1512	貞景没。(孝景(一乗谷4代)が跡を継ぐ。)						『実隆公記』、『再昌草』、『朝倉家伝記』、『加越闘諍記』、『朝倉始末記』、『幻雲文集』 3月25日
		孝景、代始祝儀として足利義尹に鶴毛の馬を進上する。						『御隨身三上記』 6月26日
12	1515		連歌師宗長、一乗谷を訪れる。					出典確認中
13	1516	孝景、大内義興の推挙により白傘袋・毛氈鞍覆の使用を許される。						『日下部氏朝倉系図略』、『足利季世記』、『重編応仁記』
大永3	1523	相阿弥から朝倉宗俊(一乗谷4代孝景)に『君台観左右帳記』が伝授される。						『君台観左右帳記』 濠口捨巳氏所蔵本奥書 12月
4	1524		朝倉与三右衛門尉景職、村田宗珠より『君台観左右帳記』を相伝される。					『君台観左右帳記』 大谷大学本奥書 6月3日
			驢雪鷹瀾、朝倉景紀邸宅の庭にある紅白を接いだ梅を詩に詠む。					『翰林五鳳集』 6月3日
7	1527		足利義昭、政所伊勢貞忠に御内書を下して忠節により孝景を供衆となすことを諮る。					『後鑑』所収『後内書記録』 3月23日
天文3	1534	「越前国に曾我とて絵かく者」と見える。						『再昌草』 天文3年の条
4	1535		孝景、従三位富小路資直を自邸に招き、泉殿に酒宴を催しもてなす。					仮題『資直越前紀行』／米原正義著『戦国武士と文芸の研究』 資直、退出後孝景に「きてみれば柳さくらの春の園都のけしきたちもをよはし」等の歌5首を贈る。
		孝景、幕府に塗興を許された御礼として太刀・馬・銭1万疋を進上し御内書を給わる。						『後鑑』所収『後内書引付』 4月22日
5	1536		医書『八十一難経』三冊を高尾寺本堂において版行する。					版本『八十一難経』刊記、西福寺蔵『八十一難経』 版本 大永8年(1528)7月、阿佐井野宗瑞が泉州堺で行った『医書大全』十冊に次ぐ、医書刊行の快挙であった。第51次調査では、医師の屋敷が発見され、医学書『湯液本草』の断簡も出土した。
7	1538	孝景、足利義晴より幕府御相伴衆に加えられる。						『後鑑』所収『後内書引付』 7月1日
12	1543		清原枝賢、越前に清原宣賢を訪ねる。孝景の新造亭に向かい、見参する。					『天文十二年記』 4月26日

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
13	1544		孝景・義景に仕えた朝倉氏家臣、服部彦右衛門入道運栄が村田宗珠より『君台観左右帳記』伝授される。					『君台観粧牒』杏雨書屋所蔵本奥書 6月11日
17	1548		孝景没。延景（義景・一乗谷5代）が跡を継ぐ。					『朝倉家伝記』、『賀越閭諍記』 3月22日
			宇治の国茶師濠平国<次郎左衛門>、越前朝倉氏の茶の売口門職を、同名与三兵衛尉に銭20貫文で売り渡す。					『田中忠三郎氏所蔵文書』天文17年（1548）11月15日
19	1550		清原宣賢、一乗谷に没する。					出土品（一石五輪塔墓碑の紀年銘）
20	1551		延景（義景）、本宅に朝倉広景二百年忌の法会を行う。					『朝倉家伝記』、『春沢録』 2月29日
21	1552		越前に住む八木遊花が、平幸貞へ『花伝書拔書条々』を相伝する。					『花伝書拔書条々』 天文21年11月
永禄2	1559		連歌師宗養、11月に越前に下向し、義景の連歌会に列席。					『宗養発句付句』
3	1560		連歌師宗養、一乗谷に越年し、法衆連歌ほか、たて続けに連歌会に列席する。					『宗養発句付句』 正月元日ほか
4	1561		義景、東庄大窪浜に犬追物を行う。義景、三国湊を遊覧し、三保島の明神に参詣する。4月11日、一乗に帰る。					"『賀越閭諍記』、『朝倉始末記』 4月6日 『朝倉始末記』 4月9日"
5	1562		義景、大覚寺義俊らをもてなすため、一乗脇坂尾に曲水の宴を催す。					『永禄五年一乗谷曲水宴詩歌』、『朝倉始末記』等 8月21日
			義景の男子阿君生まれる。清水寺成就院、これを祝う。					『成就院文書』、『日下部氏朝倉系図略』 11月3日
6	1563		義景、義俊ら十五番歌合を催す。					『秋十五番歌合』 8月23日 その一番に義俊「いとみつる春より秋は咲花も花さかぬ野も色つきにけり」と詠み、義景「わけなるゝ花の野もせの袖の露しほれもはてよ秋のかたみに」と詠む。また義景「夢路とふ月もうらめしかきつめて物おもふころの秋の覚は」、「から人のひしりをまつるむかしにも立かへりなり九重の空」と詠む。

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
10	1567		足利義秋が一乗谷に入り、安養寺に滞在する。					『越州軍記』等 11月21日
			足利義秋、朝倉館に内儀の御成あり。伊冊く九郎左衛門入道>、頭巾を免される。義景、御成の御礼として助吉の太刀一腰以下を進上し、十一献、終夜の遊宴に及び、翌朝辰刻還御。義景、舜挙筆の一幅を義秋に進上する。朝倉景鏡、座敷相論により出仕せず。					『越州軍記』等 12月25日
11	1568		足利義秋、義景母武田氏（二位ノ尼）の宅に御成あり。終日終夜遊宴する。明朝辰刻還御。					『越州軍記』等 3月8日
							朝倉義景、足利義昭を「朝倉屋形ノ良、美景無双ノ名境」南陽寺に招き糸桜を觀て和歌を詠み交わす。	『越州軍記』等 3月下旬
			足利義秋（昭）が義景館で元服する。義景館にて盛大な宴を催す。					『越州軍記』、『永禄記』、『朝倉義景亭御成記』 4月21日
			義景、足利義昭の御成を朝倉義景亭に仰ぎ、盛大に饗す。義景、皇帝筆山水・人形の一对を義昭に進上する。	朝倉館に東楼がある旨の記述あり（湯殿跡庭園と関連か・記述は『越州軍記』のみ）。				『越州軍記』、『朝倉義景亭御成記』 5月17日
								義景の嫡男、阿君の毒殺（『越州軍記』等6月25日）以降に側室となったと伝わる。この頃に諏訪館跡庭園作庭か。
元亀元	1570		越前国八木源七郎、花伝書を相伝する。					『立花陰陽花伝書』 6月
			織田信長が敦賀に侵攻。以後4年にわたり対陣。					『越州軍記』、『粟屋勝久戦功記』 4月23日
		義景、舜挙筆の二幅を本願寺顕如に贈る。						『顕如上人文案』 元亀元年夏

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
天正元	1573		義景、一乗谷から退去する。					『越州軍記』 8月16日
		義景自刃、朝倉氏滅亡。	織田信長の軍勢により一乗谷放火される。					『越州軍記』 8月20日 『越州軍記』、『本願寺文書』 8月18日
			桂田（前波）長俊、越前守護代となる。朝倉義景館の跡に入る。					『信長公記』 8月24日
		朝倉景鏡・同景健・前波吉継ら、入京して信長に饗応される。金銀・絵賛・巻物その他、数を尽くして信長に進上する。						11月下旬（中旬か） 米原正義氏（1986）『戦国武将と茶の湯』,pp.64

〔巻末表 6〕 朝倉氏・一乗谷・庭園関係年表②（朝倉氏滅亡後～心月寺・松雲院と村落）

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
天正 2	1574		富田長繁、一向一揆勢が一乗谷に攻め寄せ、前波（桂田）長俊を討つ。北庄三人衆、美濃に退去。富田長繁、一向一揆勢に攻められ敗死。越前は一揆持の国となる。					『越州軍記』 正月 21 日、 『越州軍記』 2 月 18 日、 『信長公記』
3	1575		織田信長、一向一揆平定のため、越前に進出し、一乗谷等に陣を置き、一向一揆を滅ぼす。柴田勝家、越前八郡の支配を命ぜられる。					『高橋源一郎氏持参文書』、 『信長公記』
5	1577		朝倉始末記が夢宅という老 80 歳の老僧によって書かれる。「君が代の時に相逢糸桜 いともかしこき今日の言葉」と、申されける事までも、昔語りに早なりて、南陽寺も亡び失せて、糸桜さへ切尽して今はなし。					『越前軍記』（『朝倉始末記』）
11	1583		柴田勝家、羽柴秀吉と戦い北庄城にて自害。丹羽長秀、越前の支配を認められる。					『毛利家文書』、 『太閤記』
13	1585		丹羽長秀没 子息長重が跡を継ぐも後に改易。濠秀政、北庄城主となる。長谷川秀一、東郷を与えられる。					『兼見御記』 閏 8 月 12 日、 『多聞院日記』、 『太閤記』
18	1590		濠秀政没。濠秀治、越前・加賀の故秀政知行分 1 6 万石を宛がわれる。					『寛永諸家系図伝』、 『藩翰譜』、 『延岡濠文書』、 『武徳編年集成』
慶長 3	1598		濠秀治、越後春日山へ転封。小早川秀秋、北庄城主となる。					『延岡濠文書』、 『成實堂文庫文書』
			越前に太閤検地が実施され、一乗谷の義景屋敷などの土地が心月寺に寄進される。					『心月寺文書』
4	1599		青木一矩、北庄城主に転じる。					『木村孫右衛門家文書』 1 月 14 日
5	1600		青木一矩没。保科正光、北庄城番となる。結城秀康、越前を拝領。					『諸寺過去帳』、 『寛政重修諸家譜』、 『新編会津風土記』、 『義演准后日記』
6	1601		心月寺、北庄城下に移る。					『福井市史』 通史編 2 近世
寛文 3	1663			義景廟霊屋建立。				『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡朝倉義景廟修理工事報告書』
12	1672			松雲院にて義景百回忌の法要が行われる。				『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡朝倉義景廟修理工事報告書』
正徳 3	1713			福井藩 8 代藩主松平吉邦が松雲院を訪問する。				『越藩史略』
享保 5	1720			「屋形跡 東西九十五間 南北八十間計 城台ヨリ西戌方当三十式町計 此所松雲院境内」との記載				『越前国古城跡并館屋敷蹟』
10	1725				福井藩 10 代藩主松平宗矩により英林塚等の石塔修復のため松雲院に 1 5 石寄進、以後毎年奉幣。			『御家老中御用留抜集二』 享保十年十一月廿九日条、 享保十年十一月条

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
寛保 3	1743				「当時松雲院ヨリ少し上ニ湯殿屋舗・風呂屋ノ跡庭石等残レリ」との記載。			『越藩拾遺録』下巻の「他城跡」の項
文政元	1818		福井 13 代藩主松平治好、豪商の愛宕山金屋彌助の山亭に遊ばれたとき、金屋は土佐の洛中洛外の金屏風を見せた。					『稿本福井市史（上）』『郷土史跡考』
弘化 4	1847					滝副石に刻字がなされる		『一乗谷古絵図』（江戸末期成立か）に「氏景公・貞景公・孝景公御廟所、引化四丁末年吉田青木発而造立、筆ハ心月月泉大和尚、石工弥三」の記載あり
明治 4	1871		廃藩置県により福井藩廃止、福井県となる。					『福井市史』通史編 3 近現代
22	1889		一乗谷村発足。					『足羽町史』
31	1898			霊屋周囲の玉垣製作・霊屋修理。				玉垣銘
大正 3	1914			松雲院堂宇消失。				『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡朝倉義景廟修理工事報告書』

〔巻末表 7〕 調査・研究・整備に関する年表（第 1 期保存整備）

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
昭和 5	1930		史蹟及名勝指定 福井市（旧一乗谷村） が管理団体に指定					朝倉館跡、湯殿跡、諏訪館跡、南陽寺跡、西山光照寺跡、史蹟と名勝に指定
13	1938			修理（唐門）				老朽化による修理
30	1955		一乗谷村等が合併し、足羽村誕生					『足羽町史』
32	1957				森蘊氏・村岡正氏による平面実測図の作成			奈良文化財研究所所蔵図面
35	1960		足羽村、町制施行					『足羽町史』
38	1963			修理（唐門）				老朽化による修理（解体修理）
42	1967	追加指定及び名称変更	足羽町が主体となり発掘調査開始		発掘調査及び整備	発掘調査及び整備	発掘調査及び整備	『足羽町史』 史蹟及び名勝一乗谷朝倉氏館跡附南陽寺跡を史蹟と名勝に分離 事業主体：足羽町教育委員会 指導：文化庁記念物課
43	1968			発掘調査・整備開始				事業主体：足羽町教育委員会 概報執筆：奈良国立文化財研究所東南部の発掘・整備（園池の一部を検出・整備）
44	1969			発掘調査・遺構防護				事業主体：足羽町教育委員会 概報執筆：奈良国立文化財研究所東北部の発掘・遺構防護
45	1970			整備				事業主体：足羽町教育委員会 概報執筆：奈良国立文化財研究所東北部の整備
46	1971	特別史跡指定、追加指定及び名称変更	足羽町が福井市へ編入	発掘調査・整備				『足羽町史』、『福井市史』通史編 3 近現代 事業主体：福井県教育委員会 第 1 ～ 3 次調査（土塁跡・貯水池周辺等） 整備内容：土塁修繕、貯水池周辺整備、庭園整備等
『朝倉氏史跡公園基本構想』 平成 47 年 3 月発行 近畿都市学会								
47	1972		福井県が発掘調査と整備の主体となる					福井県と福井市の取り決め文書
				発掘調査・整備				事業主体：朝倉氏遺跡調査研究所 第 5 次調査（土塁跡等） 整備内容：苑路造成、土塁修繕、排水、案内板、植栽等
48	1973			発掘調査・整備				事業主体：朝倉氏遺跡調査研究所 第 9 次調査（北側濠跡） 整備内容：北側濠跡、朝倉館跡前広場
『一乗谷朝倉氏遺跡整備基本計画』 平成 49 年発行 福井県教育庁朝倉氏遺跡調査研究所（昭和 61 年に一部見直し）								
49	1974			発掘調査・整備				事業主体：朝倉氏遺跡調査研究所 第 13 次調査（湯殿跡庭園南側濠跡） 整備内容：民家立退き地整備、濠導水
50	1975			修理（唐門）				
53	1978			整備				事業主体：朝倉氏遺跡調査研究所 整備内容：北西側修景
62	1987				発掘調査	発掘調査		事業主体：福井県立朝倉氏遺跡資料館 第 60 次調査（導水路跡検出） ※諏訪館跡庭園にて下層石垣を検出
平成元	1989			発掘調査・整備			発掘調査	事業主体：福井県立朝倉氏遺跡資料館 第 64・65 次調査、第 67 次調査（南陽寺跡、朝倉館外濠跡） 整備内容：外堀復原整備 ※南陽寺跡庭園にて下層の庭園遺構を検出

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
2	1990			整備		整備	整備	事業主体：福井県立朝倉氏遺跡資料館 整備内容（朝倉館跡）：外郭修景 整備内容（諏訪館跡）：園路整備 整備内容（南陽寺跡）：平面表示等
3	1991	特別名勝指定			整備	整備		事業主体：福井県立朝倉氏遺跡資料館 整備内容：導水路跡整備【県単費用】

[巻末表 8] 調査・研究・整備に関する年表 (第2期保存整備)

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
平成 4	1992			修理 (唐門屋根全面葺替)				修理内容：老朽化に伴う葺替
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 保存管理計画策定事業報告書』 平成 6 年発行 福井市教育委員会								
10	1998			修理 (朝倉義景公墓所)				修理内容：倒木による破損に伴う修理
15	2003			景石修繕	景石修繕			事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 朝倉館跡庭園：枯山水様平庭の亀石（北側巨石）の剥離箇所をエポキシ系樹脂アラルダイトにて接着 湯殿跡庭園：鶴石組（庭園西南部）の中心石の雑木除去ならびに割れた箇所と同剤による接着
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 保存管理計画策定事業報告書（増補版）』 平成 16 年 3 月発行 福井市教育委員会								
16	2004					整備		事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 整備内容：昇降階段修繕
				日常管理（樹勢回復）				唐門エドヒガンザクラ
				災害復旧 (北側斜面、義景墓所裏斜面崩落・園路)				事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 福井豪雨災害復旧
					災害復旧 (観音山斜面)			事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 福井豪雨災害復旧
							災害復旧	事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 福井豪雨災害復旧
17	2005			災害復旧 (山裾法面等・北濠跡)				事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 福井豪雨災害復旧
19	2007	重要文化財指定						朝倉館跡を含む遺跡出土品 2,343 点
20	2008			日常管理 (進入防止柵取替)				
				修理（庭園斜面崩落に伴う工事）				修理内容：法面排水ボーリング
21	2009			発掘調査・修理 (庭園斜面崩落に伴う工事)				第 129 次調査（貯水池・導水路中腹等） 修理内容：貯水池修理、排水路新設、園路整備
22	2010			修理（庭園斜面崩落に伴う工事）				修理内容：斜面木杭設置及び版築、護岸石修理、排水シート設置
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 保存管理計画策定事業報告書（改訂版）』 平成 23 年 3 月発行 福井市教育委員会								
23	2011			修理（庭園斜面崩落に伴う工事）				修理内容：斜面版築、護岸石修理、排水シート設置、飛石修理、つづら折れ水路修理、広場整備
「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡発掘・整備基本計画（改訂版）」 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館（『一乗谷朝倉氏遺跡資料館 紀要 2011』に掲載）								
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 特別名勝 一乗谷朝倉氏庭園 朝倉館跡庭園 修理整備報告書』 平成 24 年 3 月発行 福井市教育委員会（平成 21 ～ 23 年度災害復旧工事）								
24	2012					日常管理（導水路法面修繕）	日常管理（昇降路修繕）	
				劣化対応事業開始 (気象観測・モニタリング等)				事業主体：福井県
25	2013			日常管理（植物樹勢回復・土塁修繕）				強風による唐門エドヒガンザクラの枝折損及び土塁の破損
				劣化対応事業継続				事業主体：福井県
						試掘調査・修理（導水路）		石垣及び導水路毀損に伴う調査・修理
26	2014			日常管理（庭園斜面・土塁修繕）				イノシシ被害修繕
				修理（唐門屋根全面葺替）				老朽化による修理
				劣化対応事業継続				事業主体：福井県
						試掘調査・修理（導水路）		石垣及び導水路毀損に伴う調査・修理
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 植生・植栽管理計画』 平成 27 年 7 月発行 福井市教育委員会								

和暦	西暦	朝倉氏	一乗谷・越前国	庭園				備考
				朝倉館跡庭園	湯殿跡庭園	諏訪館跡庭園	南陽寺跡庭園	
27	2015			日常管理（土塁修繕）				イノシシ被害修繕
						日常管理（石垣修繕）		毀損に伴う修繕
				劣化対応事業継続				事業主体：福井県
				三次元レーザー計測		三次元レーザー計測・地中レーダ探査		事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 調査・研究事業【県】
28	2016			日常管理（土塁修繕）				イノシシ被害修繕
				修理（唐門扉）				老朽化による修理
				劣化対応事業継続				事業主体：福井県
				地中レーダ探査	三次元レーザー計測・地中レーダ探査		地中レーダ探査	事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 調査・研究事業【県】
29	2017					日常管理（導水路修繕）		モルタル破損による水漏れ修繕
				劣化対応事業継続				事業主体：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡劣化対応事業報告Ⅰ 朝倉館跡・西山光照寺跡（名号石碑）』 平成30年3月発行 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館								

〔巻末表 9〕 参考文献一覧表（先行研究）

※文献の抜粋内容に次の見出しを記載する。①一乗谷の庭園群 ②朝倉館の空間 ③京文化の導入と自国文化発展 ④各庭園 ⑤文化財指定

書名・論文名	著者	発行年	出版
越前及び若狭地方の史跡并に解説	上田三平	S8.4.25	三秀社
④ -1.4 庭園共通 ・ 方形の館趾の上段は湯殿趾と称され、諏訪の立石附近は新屋敷と称し、庭園の遺構を残している。糸櫻を以て著名な南陽寺の跡は今猶庭園の一部を存して居る。南陽寺、湯殿趾、新屋敷等は共に城山の東麓高所に立し、谷中を一眸に収め得べき景勝の地として朝倉氏の全盛時代には遊樂の場所であったであろう。 ④ -3. 湯殿跡庭園 ・ (湯殿趾の) 石組も築造當初のまま残存し室町時代の庭園の面影を偲ばしめる今其一部に忠魂碑がある。 ④ -4. 諏訪館跡庭園 ・ 新屋敷又は諏訪の立石と称し、朝倉義景の室小少将の邸趾であると傳へられて居る。＜途中略＞平坦地は上下の二段に分れ其高低の差約十尺、上段と下段の間の崖を利用して巨岩奇石を配し、三段の瀑布を組み立石の最大なるものは地上十三尺、小少将の郷國美濃から此地に運び来つたものと傳へられ、其前面なる下段の平坦地の一部に石を組み泉池を構へたもので現今は畑地となって居る。東南方の高い上段の平坦地に小柄の切込みある臺石がある。何等かの建造物のあったことを示して居る。其他上下二段の平面は畑地となり、下段の一部は水田となって居り此處からも城山に登る道がある。又當庭園の最大の立石の表面に弘化四年に刻した文字がある。幕末の頃には之を朝倉氏の墓石と見做したことが知られる。 ④ -5. 南陽寺跡庭園 ・ (前略) (南陽寺の) 遺跡は山麓に近く立石其他庭園の石組の或部分を残し、地字を難陽寺と稱し明かに其他たるを示し、昭和五年七月朝倉氏館趾及び名勝として指定せられて居る。			
『奈良国立文化財研究所学報第六冊 中世庭園文化史 一大乗院庭園の研究』	森蘊	S34.2.15	吉川弘文館
④ -3. 湯殿跡庭園 ・ 先ず湯殿跡と呼ばれる遺跡は、平坦地に主要建物が鍵の手に建っていたらしい。庭園を北と西方面から取り囲み、両方面から眺めるように配置されている。 ④ -4. 諏訪館跡庭園 ・ この庭園は角ばった石が使われていない。(右方の滝副石は) 石質がほかのものとは異なっていて、おそらくははじめからのものではないだろう。 ④ -5. 南陽寺跡庭園 ・ 往時と変わらず今も猶相対する翠微の山々溪谷の風光絶佳の勝地であり、その東南隅に立石ある庭園がある。これらの庭園の配置法を見ると、池辺にびっしりと石を組むというのではなく、集团的であり、池辺には所々土坡のままに放置された部分もある。又傾斜地や池辺に石を立てるにも、これを積み重ねるのではなく、大小取りまぜて石を組んだものである。			
『日本の庭園』	森蘊	S39.11.5	吉川弘文館
『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査報告 I 朝倉館跡の調査』	—	S51.3.31	福井県教育委員会
『朝倉氏遺跡資料館紀要 1983』「朝倉館の建築的考察」	吉岡泰英	S59.3.31	福井県朝倉氏遺跡資料館
④ -2. 朝倉館跡庭園 ・ (朝倉館の) 東の高台にみられる湯殿庭園と観音山は、文献にいう「東楼」に当る施設と考えることも出来、將軍邸にみられる観音殿の様な施設が設けられていた可能性もあろう。 ・ (奥方御殿は) 独立した建物が当てられるのが通常であろうが適した遺構が見当たらない。先にあげた「天文十二年記」の記事から 4 代孝景の時、別館を構えていたと考えることも出来、また、義景は側室に「諏訪館」を造り、母も別宅に住していたことが知られる点から、ここでは、奥方御殿は別館として存在したと考えている。			
『古庭園の材料と施工技術に関する研究 58560039 昭和 59 年度科学研究費補助金・一般研究 (C) 研究成果報告書』	尼崎博正	S60.3	京都芸術短期大学
④ -2. 朝倉館跡庭園 ・ 福井で結晶片岩の出ところは極く限られており、この石を庭石として使う習慣はなかったようである。しかし、義景は京都で結晶片岩が名石として扱われていることを良く知っており、義昭のためにこの岩石を調達したと推察される。戦乱の世では、それは領国内で探さざるを得なかった。福井県内で結晶片岩の産するところは、1) 和泉村伊勢北方、2) 大野市宝慶寺南方、3) 武生市村国山北麓の 3 箇所で、2) と 3) はごく狭い範囲である。このうち一乗谷への運搬が最も便利なのは村国山で、ここから採集されたものと推定できる。 ・ 館跡庭園の庭石のなかでは、前節で述べた 2 個の結晶片岩と 8 個の石英安山岩の 2 種類だけが近くに産しない岩石である。ことに石英安山岩は、滝前の池中など目立つところに配されており、名石として扱われたことをうかがわせる。変朽安山岩の中であって、白い色と流理の面白さと円磨した海石のもつやわらかみは、際だっていたに違いない。それは京都天竜寺庭園の滝口に結晶片岩を据えた色彩感覚と合い通ずるものがある。 ・ 石英安山岩は＜雄島石＞とよばれ、ち密で細かく顕著な流理を示すのが特徴である。雄島は島全体がこの岩石できているが、神域として崇められていたから庭石を採るなどということは恐れ多くて出来なかったはずである。このような事情が、ほかに石英安山岩の産地が見当たらないのあいまって雄島石を名石に仕立て上げたのであろう。対岸に流れ着いたものを潮の引いた時を見計らって引き上げる以外に採集の方法がなかったので数が限られ、しかも小さいものしか手にはいらなかったと考えられる。			

書名・論文名	著者	発行年	出版
『戦国武将と茶の湯』	米原正義	S61	吉川弘文館
③京文化の導入と自国文化発展 ・朝倉氏は二条派常光院流の（伝授を受けた）。戦国武将は＜途中略＞朝倉氏の医書に見られるように、印刷文化という高度の文化を生み出した。 ・（大名物九十九髪茄子は）「茶人大系図」によると、越前敦賀城主朝倉太郎左衛門尉教景（宗滴）が五百貫文で購入し、ついで越前府中の小袖屋へ千貫で売った。 ・天文17年（1548）11月15日の文書に、朝倉氏が宇治茶の得意先であった証拠があり、また茶商の濠家が朝倉氏に献茶の義務があったことが知られる文書も残り、両者の関係は「先祖相伝」であった。茶臼が出土しているの、朝倉治下においては抹茶をつくることが実用化されていたように思われる。 ・『松屋名物集』の「越前朝倉」の項や、文禄2年（1593）宗魯の書写という『仙茶集』（『茶道全集』十二）の「唐物凡数」の項などによると、曜変天目・柿帷天目・木枯肩衝・（朝倉）肩衝・達磨肩衝・ケイゴン肩衝・本能寺（朝倉）文琳・油滴小壺・天筒山茶入・象潟葉茶壺・餌等水指などが目につく。これらは一度は朝倉氏の手にあった名物と考えられるから、朝倉名物としてさしつかえないものである（※）。 ※（朝倉）肩衝の「（朝倉）」は米原氏の推測が混じり不確定、天筒山茶入は破風風の茶入を名物に数えたのは小濠遠州時代からと考え、米原氏は疑問視している。象潟葉茶壺は朝倉氏が持っていた確証がないとされる。 ・朝倉氏の唐物収集は絵画の面に最もよくあらわれ、朝倉名物の大部分を占める。再び『松屋名物集』の「越州朝倉」の項を見ると、玉綱軍大軸の遠浦帰帆・趙昌筆芥子・牧溪筆大軸の洞庭秋月・某筆遠寺晚鐘、四幅のうち三幅は、中国の名勝洞庭湖の南、瀟水と湘水の交わる辺りの景色を描いた瀟湘八景の三景であって、朝倉氏が瀟湘八景に深い関心をもっていたことが明らかにされる。曾我派の兵部景種は代々越前の絵師であり、延徳3年（1491）当時、大徳寺真珠庵の襖絵を描き、水墨主義の漢画をもって名声を博した夫泉宗丈（式部蛇足）は、二代の式部宗丈である。このように越前に育った曾我派は、水墨画に新風を送りこんだが、朝倉氏滅亡とともに画派としての正統は絶え、曾我派が日本美術史上に光彩を放ったのは、国主朝倉氏の保護があったからといわねばなるまい。 ・朝倉氏の絵画趣味は旺盛であった。とりわけ貞景が絵をよく描いたことは、『宣胤卿記』永正元年（1504）12月9日の条に収める女房奉書によってよく知られ、すでに名高いものである。貞景が唐絵だけでなく、大和絵にも興味をもっていたことは、朝廷の絵所の長官であった土佐光信に一双の京中の図を描かせたことからでもわかる。この屏風絵は、今日知り得る洛中図（洛外も含まれよう）に関する最初の記録であり、貞景の京都景仰の姿でもあった。 ・（孝景は）朝倉館を新造し、英林寺をはじめ多数の寺院の再興、創建などの文化的事業からでも知られるように、朝倉氏の全盛時代を出現させた。その治世37年間に京都から一乗谷を訪れ、あるいは永住、あるいは没した文化人・知識人は、およそ四十名を数えることができる。彼らが一乗谷へ下った理由はまちまちで、下向者も公家・禅僧・神官・医師・学者・歌人・連歌師などさまざまであるが、孝景の要望によって下向した者も十数名を数える。そうした京下りの文人が、それぞれ専門の立場から、朝倉文化を深め、豊かなものにしたことはいままでのない。 ・能阿弥の父と考えられる毎阿弥もすでに同朋衆であり、越前朝倉氏の家臣の出で、俗称を中尾氏と伝えられている。となると、朝倉孝景が相阿弥を（『君台観左右帳記』の相伝のために）一乗谷に呼び下す可能性は多くなる。そして孝景が相阿弥を招請したという事実は、逆に毎阿弥と三阿弥を朝倉氏の家臣の出身とする証拠の一助となる。 ・府中出目・大野出目など室町時代に能面の優秀な作家を輩出し、日本彫刻史上有名だが、その本拠は平泉寺三光坊である。 ・府中には印牧・青木両氏が府中奉行として管内を治めた。印牧氏は累代風雅の士として知られ、青木氏のなかには『松屋名物集』によれば、肩衝・彫台を所持していた人がある。 ・敦賀郡司の朝倉太郎左衛門尉教景（宗滴）は、（一乗谷初代）孝景の末子で、主君を補佐し、朝倉氏の極盛時代を出現させた人である。宗滴は聞こえた教養人で、宗祇のあとを受けた一流連歌師宗長と親しく、したがって宗長は越前へ5回も下向し、朝倉治下の連歌文芸を培った。宗滴は当時天下の名物と称せられた九十九髪茄子の茶入れを五百貫で購入したが、越前府中の商人小袖屋に千貫で売ってしまった。「内輪の者の所持の馬鷹、其の外、太刀・絵賛・唐物以下、無理に所望あるまじき事。・・・結局、前々より所持の名物をも、他国へ出す事に候。能々分別あるべき事」の一文から、朝倉家臣らが唐物や絵画を所持していたことが知られて貴重であり、敦賀湊を通しての、あるいは三国湊を中心としての対外交易が思われる。 ・『仙茶集』のうち「唐物凡数」によると、府中の味噌屋が牧溪筆大軸の絵・二王大壺・残月肩衝を所持していたようであるが、この味噌屋は越前府中の商人ではないか。そうとすれば小袖屋の存在と相まって、越前府中の町人茶の湯を想見することができる。 ・越前朝倉氏歴代は中央の文人を領国に呼び下し、王朝古典・儒学・兵学・和歌・連歌・蹴鞠その他諸芸を学んだが、一方では（一乗谷4代）孝景の意思にしたがって地方文化・自主的文化の確立につとめ、国の絵師や猿楽師などの養成に力を入れ、かなりの成果をあげた。 ・医易両道の人一栢震上人は、孝景の招請で一乗谷に永住し、明国の熊宗立の解釈した医書「八十一難経」を校正して版行した。これが越前における書籍刊行のはじまりで、越前版と称される。かれこれ、わけても庭園といい、印刷文化といい、朝倉文化＝一乗谷文化＝越前文化の水準の高さをうかがうに十分である。			
『よみがえる中世6 実像の戦国城下町越前一乗谷』 「蟬の御たんの鍵」	小泉和子（監修：網野善彦、石井進、福田豊彦、小野正敏、水藤真）	H2.6.1	平凡社
『朝倉氏遺跡資料館紀要1991』「朝倉氏遺跡の林泉庭園について」	藤原武二	H4.3.31	福井県立朝倉氏遺跡資料館
①一乗谷の庭園群 ・2つの典型的な滝石組、水分石や石組の構成、三尊石組の本尊石に対して脇侍石が小さいことなど、いくつかの確固たる形式を有する。朝倉氏遺跡の庭園は、後世に手を加えられた部分が少なく、作庭時期も室町時代末期に限定できることから、我が国の庭園の様式や変遷を知る上で基準資料になるものである。			

書名・論文名	著者	発行年	出版
①一乗谷の庭園群 ・未発掘の庭園が小林谷などにまだいくつか埋没していると推定され、また城戸ノ内の上坂氏宅や安波賀の春日神社には朝倉氏時代に淵源をもつ庭園がみられ、戦国城下町一乗谷における作庭の隆盛がしのばれる。 ・(諏訪館跡庭園)の構成は大変形式的であり、当然のごとく主人の義景館跡庭園に酷似している。当時流布していた作庭書に基づいて、専門の庭師が作庭したものと推察される。 ・朝倉氏は代々、京都の公家や高僧、学者などの文化人との交流があり、將軍の覚えも目出たかったが、＜途中略＞城主も庭者も京都の庭園に関心をもち、よく知っていたにちがいない。一部に銀閣寺庭園の影響がみられるが、滝副石や水分石、橋挟石などの役石を忠実に配置するなど、京都の庭や作庭書を熟知した専門の庭師の手によって、一乗谷の林泉庭園の多くは作庭されたと推察される。 ・大柄な山石を多く使用した立体的な庭石組にみるべきものがあるが、40tほどの石を巧みに据えた下城戸や土塁裾の石垣構築で培われた技術が、庭石の運搬や立石でも大いに活用されたにちがいない。 ・湯殿跡庭園の庭石組では、天端の平な石がほとんど使われておらず、垂直方向に鋭い動きがみられ、躍動感にあふれている。一方義景館や諏訪館跡庭園には天端の平な石が多くみられ、落着いた安定感に富むが固定的といえよう。施主の好みや作庭者の技能の相異によるものであろう。			
『戦国城下町の考古学 一乗谷からのメッセージ』	小野正敏	H9.7.10	講談社選書メチエ
②朝倉館の空間 ※各遺構の寸法等の発掘調査結果の詳細は別紙参照とし、以下は概略の抜粋に留める ※なお、各遺構（主に建築遺構）の性格については諸説あるので、性格の比定は今後の課題とする ・特定の発掘遺構の付属や特徴的な平面形・間取り、他の発掘遺構や遺物とのセット関係から機能や名称が推定できる建築遺構が多く検出された。 ・柱間寸法6尺2寸および6尺2寸5分は、いずれも越前の仕様技術で建物がつくられたことを示している。 ・館の二時期の遺構群について、『天文十二年記』にある記事を根拠の一つとし、四代孝景が新造した館を義景が継承したものとの前提で、北東部の拡張により改修・新築された時期の遺構群は、その契機を義景の家督継承時、または永禄十年の義秋を迎えるための二つの可能性を考え、その後者と考える。			
『福井県立博物館紀要 第6号』「戦国城下町の茶の湯と茶庭について」	藤原武二	H10.3.31	福井県立博物館
①一乗谷の庭園群 ・有力者は土塀で囲まれた屋外空間ニワをもっていた。町屋の多くは背中あわせに並び、洛中洛外図にみられるような広い共同の裏ニワは、ほとんどみられない。 ・一乗谷朝倉氏遺跡からは、日本で最も多くのまた多様な茶器や庭が発掘されており、使用時期が限定できることも学術的に重要である。茶庭は日本で最も古い遺構であり、茶庭の変遷を知る上で貴重な基準資料になるものである。 ・茶器の出土量に比較して、茶庭の遺構の発掘例は少ない。当然のように小規模な町屋跡には存在しないが、大規模屋敷だからといって必ず庭園を造営していたわけではない。茶庭は食事（後の懷石）をとめない中立ちで手水を使うような本格的な茶会を主催するほどの、茶の湯を熟知した宗匠級の屋敷に設けられたものとみられる。 ・屋敷内の屋外空間を砂利や白砂の化粧敷で美化する意識は、基本的に存在したようである。さらに景石を配すれば、本式の枯山水の庭となる。法則性のある配石の妙に、作庭の極意を会得した巧技の庭師の存在が推量される。 ・一乗谷における初期の茶庭は、土塀や板塀などで囲まれた鑑賞用の枯山水の平庭の中に、蹲踞や蹲踞様井戸を設けたものが多い。書院造の系譜をひく庭の中に、手水構が同居した状態である。＜途中略＞他所に初期の茶庭の遺構がみあたらない現在、これらが初期の茶庭の実態を伝える唯一のものである。 ・庭は縁を介して数寄座敷と接続し、座敷は茶の湯に専心できる閉ざされた空間になっていない。次第に茶の湯の空間は閉鎖され座敷や縁からの庭の鑑賞は不可能となるが、茶室への通路になる脇の坪ノ内や路地の成立発展とともに、正式な茶の湯に必要な手水構はこちらに移ったと考えられる。			
『日本庭園と風景』	飛田範夫	H11.6.25	学芸出版社
④-2. 朝倉館跡庭園 ・(朝倉館跡では)花壇跡が発見されている。室町時代に花壇を設置するようになったのは、花木や草花の栽培が盛んになったことから、小さなものや珍しいものを育成したり、鑑賞したりするのが目的だったのではないかと考えられる。美しい花が咲く草花や樹木を愛好していたことから、主庭以外の庭園部分では花壇を主要な構成要素にする場合も多かったようだ。			
『庭園学講座Ⅵ 日本庭園と石』「一乗谷朝倉氏遺跡の庭園」	吉岡泰英	H11.8.10	京都芸術短期大学／京都造形芸術大学 日本庭園研究センター
①一乗谷の庭園群 ・朝倉氏遺跡の庭園群は、数・内容ともに豊富で、かつ作庭時期が室町時代後期に限定され、後世に手を加えられることがないものであり、また保存状態も比較的良好なことから、時代の様式や変遷を知る上で貴重な基準資料といえる。			
②朝倉館の空間 ・(枯山水様平庭と遣り水風の流れの蹲踞とも考えられる構成の一面は、)次の時代に確立される茶庭の表坪の内の萌芽として注目される。なお、中庭東部の塀を境にして周囲の建物礎石間の狭間石も西は切石、東の平庭部は玉石としており、これは、真とくずしの意匠表現と考えられ、花壇の縁石の違いもこれと対応したものと考えられる。			
『庭園学講座Ⅵ 日本庭園と石』「もうひとつの武器、館と庭園」	小野正敏		
②朝倉館の空間 ・文字による記録と発掘成果によって、この時代の館や屋敷空間の具体的な構造、場に対する中世人の意識を知ることができる。			

書名・論文名	著者	発行年	出版
『戦国大名朝倉氏と一乗谷』『朝倉氏と芸能―幸若舞を中心に―』	宮永一美	H14.11.25	高志書院
③京文化の導入と自国文化発展 ・戦国大名朝倉氏は、和歌・連歌・蹴鞠・猿楽などのさまざまな芸能を嗜み、保護育成に努めた大名である。戦国大名の芸能保護は、個人的な趣味嗜好からだけでなく、政治的・社会的な必要性から行われたことがわかる（米原正義 1976）。 ・朝倉氏は、「朝倉孝景条々」の「大和四座をたびたび越前に呼んで見物することは良くない。その費用で国内の猿楽者を上洛させて習わせれば、後代まで有益である」という条文が示すとおり、在地芸能者の越前猿楽を保護育成していた（宮永一美 1995）。条文のとおり大和四座よりも越前猿楽を保護したかといえそうではなく、朝倉氏は洗練された大和猿楽の芸能を愛好し、金春禪鳳など一流の芸能者とも交流があった。越前猿楽の育成目的は、都風の芸能をのり楽しめるようにするためで、越前猿楽を上洛させ大和猿楽を習得させることで、今度は越前猿楽が芸能の教師となり、朝倉家臣たちにも手猿楽が普及していったと考えられる。 ・「幸若舞」は貴族や武将にもてはやされ、後には徳川幕府の式楽として格式を誇った芸能であり、「越前田中香若大夫」（『康富記』宝徳2年2月18日条）のように、越前に拠点を置く芸能者であったことは明白である。 ・『朝倉始末記』や『朝倉義景享御成記』には、越前猿楽が出演した演能の様子が詳しく書かれるが、幸若舞は見られない。越前猿楽の場合、朝倉氏の保護を受けて越前を中心に活動するようになったが、幸若舞は朝倉氏の保護下に入っていなかった。『大内問答』によれば、猿楽以外の遊人にも、猿楽と同様に折紙を遣わすが、舞々は殿中には参上しないとする。幸若舞の室町殿での出演は、宝徳2年（1450）の一例のみで、大半は寺社での勧進興行と私的な宴席での出演である。幸若舞は、人気は高いが先例と作法を重んじる武家儀礼の場にはいまだ取り入れられていなかった。 ・本来、御成の演能は、大和四座、中でも観世座が勤めるのが常例であった。〈途中中略〉こうした中で、朝倉亭御成の素人による演能は異例といえる。この演能が四座不参によって手猿楽（素人の猿楽）になったのは、御成の日程が決まってから御成まで、期間が1か月しかなかったため、準備に奔走し、観世座を呼び寄せたくても間に合わず、手猿楽で行うしかなかったと考えられる。朝倉氏の芸能者育成も、武家儀礼の場に相応しい芸能を吸収することが大きな目的であったと考えられる。この成果が朝倉亭御成の演能で現れたのであり、すべて朝倉家臣たちの出演で行われたのは、一乗谷での猿楽の普及とレベルの高さがうかがえる。			
『戦国大名朝倉氏と一乗谷』『曾我派の絵画』	戸田浩之	H14.11.25	高志書院
③京文化の導入と自国文化発展 ・水墨画の一派である曾我派（越前曾我派）は、朝倉氏の御用絵師的な存在として、越前のみならず、京都大徳寺などを中心に活躍した。彼らの活動は、大内氏と雪舟などの関係と等しく、室町絵画における水墨画の流れや、地方文化と絵画の関係を語る上で重要な位置を占めているといつてよい。			
『戦国城下町一乗谷に関する概説・論集』 「林泉庭園の庭石組について（補遺）」・「平庭や茶室などについて（補遺）」・ 「義景館の花壇遺構」	藤原武二	H16.5.31	藤原武二
④ -2. 朝倉館跡庭園 「林泉庭園の庭石組について（補遺）」 ・館の数寄座敷の西側の平庭と南側の広縁は、武野紹鴎の指図の面坪ノ内と脇ノ坪ノ内にそれぞれ相当する。面坪ノ内は鑑賞を目的とした庭であり、脇ノ坪ノ内は通路の性格を持ち、後の路地に進展する。 ・（朝倉館の枯山水様平庭の）亀石風石組みの亀頭と尻尾に当たるところに、意識的に青石（緑泥片岩）が採用されている。前述の5色の玉砂利といい、色物にも興味を持っていたことが分かる。 ・南北朝・室町時代には禅寺でも、色彩豊かな庭石が好まれた。京都の大仙院庭園の滝石組の立石には、緑泥片岩が取り入れられている。また海石も好まれた。『看聞御記』の永享5年11月2日条には、「室町殿へ小松五本 海石三被進」とある。なお名石は、権威の象徴ともなった。 「平庭や茶室などについて（補遺）」 ・遺構整備で常御殿の西から3間目の縁に階段が取りつくように、笏谷切石で方形に縁取り復原しているが、発掘で階段跡は検出されていない。その間に笏谷切石が（続か）なかったことにより復原されたと推測されるが、落縁の外にさらに90cm幅の階段を設ける必要があるであろうか。 ・数寄座敷の南側の広縁も路地としているが、これも正しくない。整備では、前述の武野紹鴎の脇ノ坪ノ内に当たるとされ、叩き土間で復原されたが、発掘では叩きの痕跡は見られなかった。また小砂利も敷かれていなかった。路地は囲われた空間であり障壁を建てるが、そうした場合庭園を鑑賞できない。土廂なら可能であるが、縁に上がる沓脱石が検出されたので板敷の広縁と考えた。 ・園池の護岸補修で補充された、尖った直立した石で、天端な護岸石の中にあつて異質である。この石は、対岸の覆土に埋もれていた物である。なかった方が良かったと思われる。余談であるが、滝副石の右肩上方に、現在の窪みに嵌るような石が、発掘調査の当初にはのっていたが、早くから失われている。 ・バケツ一杯の五色の玉砂利が（朝倉館の）遣水や溝から拾われたが、遣水に敷かれていたとも推測される。この玉砂利も、その後所在が不明になっている。 ・平庭で1箇所だけ、砂利が敷かれていないところがある。植込と記した所で、土だけであった。手前の亀石風石組みより高い程度の低木が、植えられていたのであろう。 「義景館の花壇遺構」 ・常御殿の南側正面、主殿や泉殿、数寄屋の平庭の塀に囲まれた中庭に作られている。常御殿に平行に横長に配置され、常御殿からの鑑賞を、主眼としている。中ほどに、主として自然石を2石並べた、幅約45cmの管理用通路が設置されている。 ・花壇は、館の東側建物群が造営された永禄年間（1558～1569）と考えられ、現存する日本最古の花壇遺構といえる。			

書名・論文名	著者	発行年	出版
『第14回企画展 花咲く城下町一乗谷 花の下に集う中世の人々』 「花咲く城下町一乗谷」	宮永一美	H17.10	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
③京文化の導入と自国文化発展 ・天文21年（1552）に『花伝書抜書条々』を相伝した八木遊花は、越州住という以外どのような人物であったか不明だが、八木氏は朝倉氏の同じ日下部一族で、朝倉氏と八木氏の結びつきは日下部一族の中でも特に深いものだった。八木氏の花伝書は、朝倉氏との直接的な立花伝授の関係を実証するものではないが、朝倉治世下に立花が普及していたことは証明しているといっていだろう。 ・朝倉一族や家臣等は、和歌や蹴鞠・猿楽など様々な芸能を嗜んでいたが、立花を習っていたことを示す端的な事例はない。しかし、『専応口伝』や『仙伝抄』等の花伝書の成立に『君台観左右帳記』のような座敷飾の規範書が大きく影響を与えていたことがうかがえる。朝倉と三右衛門尉景職や朝倉家臣の服部彦右衛門入道暹栄は、村田宗珠から『君台観左右帳記』を伝授されており、このことは、立花も含めた座敷の室礼への関心の高さを示している。			
『第14回企画展 花咲く城下町一乗谷 花の下に集う中世の人々』 「室町時代に賞美された樹草」	藤原武二	H17.10	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
②朝倉館の空間 ・朝倉氏の城下町では、館や家臣の屋敷、寺院の庭の様子を詠じたものもあり、歌に出てくる庭樹草では、やはり松が多く、梅が続き、他に桜、柳、萩、牡丹、菊、萱があり、都の人々と同じような嗜好がみられる。 ・朝倉館の外濠や庭園の朝倉氏時代の堆積土に含まれる花粉、現植生花粉などの同定分析から推定する。木本類では、マツやクリ、エノキ、ケヤキ、カエデ属が、現在よりも朝倉氏時代の方が花粉の出現率が高く、土地開発後にみられる松や夏緑広葉樹を主体とする二次林の様相を呈していたと推測される。ブナ属やヤマモモも花粉出現率が高いが、コナラ亜属、モチノキ属は同程度の出現率である。現在館の周辺に植栽されているつつじ科や館の東側山地に多く自生しているタニウツギ属の花粉も同程度出現しており、同程度ということは朝倉氏時代もかなりの本数が存在したことを意味する。 ・サンショウ属の花粉は多数検出されており、館の周辺にサンショウが植栽されていたことは間違いないだろう。少ないながら花粉が出土しているものに、サクラ属があり、その存在が考えられる。ほかに属が同定されていないばら科の花粉があり、現在でも山裾に数多く自生しているヤマブキも咲いていたのではないかと。ネムノキの花粉も確認されている。ほかのまめ科の花粉には、フジやハギが推測される。モクレン属の花粉も検出されており、モクレンやコブシ、ホオノキも生育していたようである。スギの花粉は朝倉氏時代より後の堆積土から多量に出土し、スギの植林は江戸時代に始まったことを物語っている。 ・鑑賞価値のある草本類としては、外濠や園池の堆積土から、ひゆ科、なでしこ科、きんぼうげ科、たんぽぽ亜科、きく亜科、いね科、ゆり科の花粉が出土している。確証はないが、ケイトウ、ナデシコ類、ジャクヤク、ボタン、ウマノアシガタ、キクザキイチゲ、ニリンソウ、タンポポ属、ノアザミ、オグルマ、キク属、ススキ、チガヤ、ギボウシ、ユリ属などの存在の可能性も否定できない。花粉は検出されていないが、現植生で多種みられるスミレ属やオミナエシ、キキョウ、ヒガンバナ、ジャガなどは、当時身近にみられたのではないかと。			
『若越郷土研究第五十巻二号（二八一号）』「朝倉氏と君台観左右帳記の伝授」	宮永一美	H18.2.20	福井県郷土誌懇談会
③京文化の導入と自国文化発展 ・座敷飾りの規範を示す『君台観左右帳記』の伝授一朝倉氏の家格向上との関連か ・濠口捨巳氏所蔵本『君台観左右帳記』（4代孝景が伝授を受けたか） ・大谷大学博物館所蔵本『〃』（同名衆の朝倉景職が伝授を受ける） ・杏雨書屋所蔵本『君台観粧牒』（朝倉氏家臣が伝授を受けたのち、芸能者へ伝授し、逆に芸能者が能芸の指導を親子に行った可能性あり）			
『総研大文化科学研究5号』 「洛中洛外図屏風「東博模本」の成立事情および「朝倉本」に関する考察」	小島道裕	H21.3.19	総研大
③京文化の導入と自国文化発展 ・洛中洛外図屏風の初例としての朝倉氏発注の京屏風絵（永正3年（1506）製作）			
『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2008』 「一乗谷の発掘された庭園を散策しよう」	水野和雄	H21.12.1	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
④-3. 湯殿跡庭園 ・湯殿跡は享保5年（1720）の『越前国古城跡并館屋敷蹟』では、「屋形跡 東西九十五間 南北八十間計 城台ヨリ西戌方当三十式町計 此所松雲院境内」との記載がある。屋形跡の規模から推測すると、外濠によって圍繞された朝倉義景館跡・湯殿跡・観音山を一体の屋形跡とみていたようであり、特に湯殿跡を別の名称では記載していないことが分かる。しかし、寛保年間（1741～44）に編纂された『越藩拾遺録』下巻の「城他城跡」の項では「当時松雲院ヨリ少シ上二湯殿屋舗・風呂屋ノ跡庭石等残レリ」と記載されており、この呼称が受け継がれ現在に至っている。 ・中世以後宮廷では天子近侍の女官が当番で記した日記『御湯殿上日記』等が伝えられているように、御湯殿上には女性が常住し、主人の身の回りの世話に当たったものと思われ、このことから、当湯殿跡の呼称も伝承されたのではないかと憶測される。なお、湯殿跡のある高台とほぼ同じ高さに位置している小字「上殿」が朝倉初代孝景の妻の屋形に比定されているのをはじめとし、小字「難陽寺」は朝倉貞景が仏殿并方丈を再興し良玉という娘を入寺させた南陽寺であり、中ノ御殿跡は朝倉4代孝景の妻の館跡とされ、諏訪館跡は朝倉義景の妻の館跡とされ、いずれも女性の住まいとする場所と言えよう。湯殿跡は、以上のことから朝倉義景館の一部で、特に女性を中心とした生活の場であったと筆者は考えている。			
④-4. 諏訪館跡庭園 ・（諏訪館跡庭園の）滝副石には「月光院殿照葉宗滴大居士（朝倉宗滴）、長陽院殿天澤宗清大居士（朝倉貞景）、正四位性安寺殿大岫宗淳大居士（朝倉義景）」等の法名が印刻されているが、氏景は間違って宗滴にされており、「正4位」の三字は、朝廷から叙位のあった大正4年11月10日以後に加筆されたものである。			

書名・論文名	著者	発行年	出版
『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要 2008』 「書院から座敷へ」	中村昌生	H21.12.1	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
②朝倉館の空間 ・泉水に張り出してつくられた二間四方の八畳の座敷と、出張った一間四方、二畳敷きの部分が「御沓形のお座敷の飾り」の座敷に当たると考える。 ・館の中の最も静かな場所において、客と亭主が一つの部屋で「タイス」の前に座りお茶を点て、特別な茶碗で丁重にもてなした、当時の数寄座敷の先進事例を示している可能性がある。			
『文化的資産としての名勝地 科学研究費補助金・基礎研究（C） 課題番号 19589004 「文化的資産としての名勝地の概念及びその適用に関する基礎的研究」（平成 19 ～平成 21 年度）報告書』	平澤毅	H22.3.31	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
⑤文化財指定 ・昭和 5 年（1930）に「一乗谷朝倉氏趾附南陽寺趾」がその庭園遺構を含んで、史蹟及名勝に指定されたことは、今日における遺跡化した庭園や発掘された庭園遺構の保護の観点からも極めて注目すべき嚆矢といえる。 ・昭和 42 年（1967）には史蹟及び名勝「一乗谷朝倉氏趾附南陽寺趾」が、城館跡と庭園のそれぞれの価値に基づき、史跡「一乗谷朝倉氏遺跡 城戸跡・城跡・館跡 附南陽寺跡」と名勝「一乗谷朝倉氏館跡庭園 附南陽寺跡庭園」とに分離された。こうした取組は、日本の歴史的庭園に関する調査の進展とその具体的な研究の対象や手法の多様化に依るところが大きいが、一方で、日本庭園史上の観点から近代庭園や遺跡庭園の重要な事例が名勝に指定されたことが、その後の日本庭園史の調査研究の在り方に大きく影響を与えてきたことも見逃せない。			
『2011 年度日本遺跡学会大会・第 8 回文化財庭園フォーラム発表資料集』 「一乗谷朝倉氏遺跡庭園と養浩館（旧御泉水屋敷）庭園」	藤原武二	H23.11.26	2011 年度日本遺跡学会大会・第 8 回文化財庭園フォーラム開催実行委員会
『考古学と中世史研究 13 遺跡に読む中世史』 「館・屋敷をどう読むか」	小野正敏	H29.4.10	高志書院
①一乗谷の庭園群 ・16 世紀代の都の景観を描く洛中洛外図について、細川クラスの屋敷の必要最小限のモデル的なセットとして、観るものが納得するように絵師が描いたと意味づけることが重要。 ・トップの大名のみならず、国人等その下位の領主層にも内容は少し格落ちし、階層性を有しながらも儀礼・行事が入れ子状に導入されている状況を示しており、大名や地方領主の権力維持装置として必要不可欠なものとなっていたことを語っている。こうした領国統治への必要性こそが対抗勢力への対外的エネルギーになるとともに、各種儀礼、行事とその舞台としての館空間を導入、継続していくもうひとつのエネルギーだった。			
②朝倉館の空間 ・天正元年（1573）8 月に信長軍の焼き討ちにより焼亡した後、越前国の中心が北庄に移ったことで、タイムカプセルのように館の遺構が一セット良好に保存された。 ・朝倉氏滅亡直前の永禄 11 年（1568）には將軍候補足利義秋（昭）の館への御成があり、複数の記事が残されている。 ・館全域の発掘遺構とその館を舞台にした御成等の文字史料を重ねて具体的に検証できるという点で、きわめて稀有な遺跡といえる。さらには館単独ではなく城下町全域の発掘が進み、この館の意味を都市全体のなかに位置づけて議論できる利点がある。 ・発掘が広域に及んだ結果、朝倉氏の館と考えられる他の遺構が、城戸の内はもとより周辺でも検出されていないこと、さらに城戸の内の町割りで 16 世紀初めには既に朝倉館の地点が中心となっていると考えられ、また一乗谷初代孝景の墓とされる英林塚、一族に關係する館や三代貞景の娘が入った南陽寺などとの位置や群構成などからも、最後の 5 代義景館であることはもちろん、4 代孝景館であったことも確実となったと言って良い。したがって、天文 4 年（1535）富小路資直を自邸に招き接待した場、池庭をもつ「泉殿」もこの館である。 ・清原宣賢の逗留をはじめ、都からの文化吸収が最も盛んだった時期が 4 代孝景の代であった。政治的には、一向一揆との戦いや内乱が一段落し、領国外への出陣が増加し、対外的な地位の向上を展開した時期でもあった。朝倉館に関わる「彼亭新造」が、こうした一連の動向を背景に行われたことを考慮すれば、具体的な契機は不明だが、御相伴衆に加わるとともにこの新たな館景観が孝景の権威の可視化として大きな意味をもち、権力の画期となったことは間違いないであろう。			

[巻末表 10] 参考文献一覧表（参考資料）

書名・論文名	著者	発行年	出版
『月刊文化財 昭和 47 年 10 月号（第 109 号）』 「一乗谷朝倉氏遺跡」	牛川喜幸	S47.10	第一法規
『日本庭園史大系第 13 巻』「桃山の庭 6」	重森三玲・重森完途	S48.	社会思想社
『月刊文化財 昭和 49 年 1 月号（第 124 号）』 「最近の一乗谷朝倉氏遺跡の調査」	河原純之	S49.1	第一法規
『日本の庭園美 9 一乗谷朝倉氏遺跡 甦る乱世の夢』 「庭園解説一乗谷朝倉氏遺跡」	斎藤忠一	H1.12.25	集英社
『月刊文化財 平成 3 年 6 月号』 「新指定の文化財」	文化庁文化財保護部	H3.6.1	第一法規
『陶磁器の文化史』 「戦国大名と唐物荘厳」	小野正敏	H10.3.24	財団法人 歴史民俗博物館振興会
『奈良文化財研究所年報 1999』 「戦国時代の城館の庭園」	小野健吉	H11.9.27	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
『風景をつくる - 現代の造園と伝統的日本庭園』	中村一・尼崎博正	H13.4.20	昭和堂
『戦国大名朝倉氏と一乗谷』 「一乗谷の文化」	水野和雄	H14.11.25	高志書院
「朝倉遺跡の庭園 中部庭園同好会平成 18 年 4 月例会資料 VOL-211」	澤田天瑞ほか	H18.4	中部庭園同好会
「庭園の構想に関する研究 NO.19 朝倉諏訪館趾庭園の構想について」	澤田天瑞		
「樹仙堂庭園友の会庭園見学会資料」	丸岡喜市	H18.8.6	
『「和」の空間 中世の座敷と技術』 「会所から茶座敷へ」	日向進	H20.7.25	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
『すぐわかる 日本庭園の見かた』 「一乗谷朝倉氏遺跡庭園」	今江秀史（監修：尼崎博正）	H21.9.20	東京美術
『陶説 745 号』 「唐物威信財と武家社会」	小野正敏	H26.4.1	（公社）日本陶磁協会
『遺跡学の宇宙 戦後黎明期を築いた 13 人の記録』	編者：恵谷浩子・前川歩	H26.11.20	日本遺跡学会
『発掘調査成果でみる 16 世紀大名居館の諸相 - シンポジウム報告 -』 「越前一乗谷、朝倉氏館の調査成果」	藤田若菜	H28.3.10	東国中世考古学研究会
『奈良文化財研究所学報 第 96 冊 研究論集 18 中世庭園の研究 - 鎌倉・室町時代』 「戦国城下町一乗谷の庭園文化」	藤田若菜	H28.3.31	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
『月刊考古学ジャーナル 5 月号（第 697 号）』 「戦国城下町一乗谷の庭園遺構群」	藤田若菜	H29.5.30	ニューサイエンス社

関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

最終改正：平成30年法律第42号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（管理団体による管理及び復旧）

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第133条の2第1項を除く。）及び第187条第1項第3号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第187条第1項第3号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項(同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

1 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。

2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第

121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするにつて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第184条第1項又は第184条の2第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第129条の2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 当該史跡名勝天然記念物の名勝及び所在地
- 2 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 3 計画期間
- 4 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第2号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合においても、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号にいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関与するものであると認められること。
- 2 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

3 第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第129条の3 前条第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）を使用するときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第129条の4 第129条の2第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第4項の認定（前条第1項の変更の認定を含む。以下この章及び第153条第2項第2号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第129条の5 文化庁長官は、第129条の2第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項及び第129条の7において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第129条の6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の2第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第129条の7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするよう努めなければならない。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 1 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 2 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 3 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 4 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第3節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該

地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(文化財保存活用大綱)

第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

1 第35条第3項(第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項で準用する場合を含む。))及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項(第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項(第91条で準用する場合を含む。))、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

2 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

3 第51条第5項(第51条の2(第85条で準用する場合を含む。))、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。))の規定による公開の停止命令

4 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

5 第54条(第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第130条(第172条第5項で準用する場合を含む。))又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

6 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

(修理等の施行の委託)

第186条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第38条第一項又は第170条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第98条第1項の規定による発掘の施行及び第123条第1項又は第170条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全

部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第38条第1項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第39条の規定を、第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第3項で準用する第39条の規定を、第123条第1項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第2項で準用する第39条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第187条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

1 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理

2 重要有形民俗文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者(第80条において準用する第131条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。)) 当該重要有形民俗文化財の管理(管理団体がある場合を除く。))又は修理

3 史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。))又は復旧

- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。))を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第4節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。))として指定することができる。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。(支援団体の業務)

第192条の3 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を

行うこと。

2 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

3 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他の保存及び活用のために必要な措置につき委託を受けること。

4 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。

5 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第192条の4 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第192条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第192条の5 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

文化財保護法施行令(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正：平成31年政令第18号

平成31年4月1日施行

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条第

1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第7項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたもの)にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

- 2 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第4項第1号フの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。
（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）
- 第6条 法第184条の2第1項の規定により認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第8条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合あつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 1 前条第3項第1号及び第3号に掲げる事務（同項第1号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）
 - 2 法第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 2 法第184条の2第1項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
 - 1 次に掲げる現状変更等に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 前条第4項第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定市町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り、同項第1号イからチまで掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）
 - ロ 前条第4項第1号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定市町村の特定区域内に存する場合に限る。）
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念

- 物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第9項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）
- 2 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 3 文化庁長官は、法第184条の2第1項の規定により前2項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第3項又は第4項の規定によりその事務の全部又は一部を行っているものに限る。）に協議するものと、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第184条の2第1項の規定により第1項又は第2項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前3項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第5項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第184条の2第1項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第5項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村に属する都道府県の教育委員会についての前条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第5項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第6項及び第7項中「市の」とあるのは「市又は次条第7項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第8項の規定は、第2項第1号ハの規定による指定区域の指定について準用する。
（事務の区分）
- 第8条 第5条第1項（第5号に係る部分を除く。）、第3項（第2号に係る部分を除く。）及び第4項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第6条第1項第1号及び第2項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされている

ものは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成27年12月21日

文部科学省令第36号

(許可の申請)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

2 指定年月日

3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

4 所有者の氏名又は名称及び住所

5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

10 現状変更等の内容及び実施の方法

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

13 現状変更等に係る地域の地番

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

15 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

2 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

1 現状変更等の設計仕様書及び設計図

2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

4 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団

体以外の者であるときは、管理団体の意見書

8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

9 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

1 史跡、名勝又は天然記念物が損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

2 史跡、名勝又は天然記念物が損し、又は衰亡している場合において、当該損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

3 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

2 指定年月日

3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

4 管理計画を定めた教育委員会

5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

8 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第7条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

1 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

2 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に

係るものの処理を開始する日

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)

最終改正：平成17年3月28日

文部科学省令第11号

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
 - 11 滅失、き損等の事実を知った日
 - 12 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)

最終改正：平成17年3月28日

文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 2 指定年月日
 - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 8 復旧を必要とする理由
 - 9 復旧の内容及び方法
 - 10 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 12 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 1 設計仕様書
- 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 2 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

河川法

(昭和39年7月10日法律第167号)

最終改正：平成29年6月2日

法律第45号

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

(土地の掘削等の許可)

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

- 1 前条第2項第1号の行為のためにする土地の掘削又

は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

2 盛土

3 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為

4 竹木の栽植又は伐採

3 樹林帯区域内の土地においては、第1項の規定にかかわらず、次の各号(特定樹林帯区域内の土地にあつては、第2号及び第3号)に掲げる行為については、同項の許可を要しない。

1 工作物の新築若しくは改築のためにする土地の掘削又は工作物の徐却のためにする土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

2 竹木の栽植

3 通常管理行為で政令で定めるもの

4 河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土により河川管理施設又は許可工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は許可工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、第1項の許可をし、又は第58条の13、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議に応じなければならない。

5 河川管理者は、前項の区域については、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

6 前条第3項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第1項の許可の申請又は第58条の13、第95条若しくは第99条第2項の規定による協議があつた場合に準用する。

河川施行令

(昭和40年3月11日政令第14号)

最終改正：令和元年12月13日

政令第183号

(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認申請手続)

第11条 法第20条の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を河川管理者に提出しなければならない。

(河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの)

第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。

(河川区域における土地の掘削等で許可を要しないもの)

第15条の4 法第27条第1項ただし書の政令で定める軽易な行為は、次に掲げるものとする。

1 河川管理施設の敷地から10メートル(河川管理施設の構造又は地形、地質その他の状況により河川管理者がこれと異なる距離を指定した場合には、当該距離)以上離れた土地における耕耘

2 法第26条第1項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設(その設置について、法第87条若しくは第95条、河川法施行法第20条第1項又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第27条第1項の規定により、法第26条第1項の許可があつたものとみなされるものを含む。)の機能を維持するために行う取水口又は排水口の付近に積もつた土砂等の排除

3 地形、地質、河川管理施設及びその他の施設の設置状況その他の状況からみて、竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域(法第6条第1項第3号の堤外の土地の区域に限る。)として河川管理者が指定した区域及び樹林帯区域以外の土地における竹木の伐採

4 前3号に掲げるもののほか、河川管理者が治水上及

び利水上影響が少ないと認めて指定した行為

2 第15条第2項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡現状変更運用基準

(「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡保存管理計画策定事業報告書(改訂版)」平成23年3月)

福井県教育委員会及び福井市教育委員会は、文化財保護法に基づく意見具申及び管理団体として、一乗谷朝倉氏遺跡に係る現状変更及び景観保全に影響を及ぼす行為の文化庁長官に対する許可申請手続きが、適正かつ円滑に行われることにより、遺跡の保全と地区住民との調整が図られ、文化財保護法の本旨に沿うことを期するために、その運用基準を次のとおり定める。

社団法人朝倉氏遺跡保存協会は、遺跡の文化的価値を将来にわたって保存することが地区住民の究極の福祉につながることを銘記し、関係住民の総意をもってこの運用基準を尊重する。

I 建造物等について

(1) 建造物は、次に掲げるもののほか原則として築造しない。

(イ) 指定範囲区域内住民の現存家屋の増改築及び分家による家屋の新築並びに自家用車庫等小規模建物の新築及び増改築

(ロ) 指定範囲区域内住民の生業対策及び史跡見学者対策のために必要な既存建造物利用による便益施設の構築

(ハ) 社団法人朝倉氏遺跡保存協会の管理する便益施設の構築

(ニ) 史跡の発掘、環境整備及び管理のために必要な公共施設設備の構築

(2) 建造物等の建設敷地及び工法と遺構との関係は、次により調整する。

(イ) 現存家屋敷地外での家屋の新築、増改築又はこれに付属する構築物の築造にあたっては、事前に敷地の発掘調査を行い、その結果によっては位置又は工法の変更を必要とする。また、同家屋の新築等の築造にあたっては、遺構に影響のない工法によって行う。

(ロ) 現存家屋敷地内における家屋の増改築及び次に掲げるものについては、遺構に影響を及ぼさないように設計し、施工にあたっては一乗谷朝倉氏遺跡資料館の立会を必要とする。

① 同一場所で実施する浄化槽の改修

② 電柱及び支線の新設、立替

③ 作庭、玄関前の舗装など、敷地内の軽微な整備

④ 墓、石碑等の設置

(3) 建造物等の工法は原則として次の基準による。

(イ) 構造

建築物は木造又は軽量鉄骨とし、2階建てまでに抑え、形状は洋風を避ける。

(ロ) 外装及び外部建具

タイル張、総ガラス張及び総ガラス戸等の工法を避け、金属製建具を用いる場合は、特に色彩及び光沢に配慮する。

(ハ) 色彩

屋根及び外装は、けばけばしい色彩を避ける。

(ニ) 看板類

民宿及び売店での案内看板等は、史跡にふさわしいものとする。

その他の広告塔及び立看板類は設けない。

II 土木工事について

(1) 土木工事は、次に掲げるもののほか原則として施工

しない。

- (イ) 地区住民の行う既存土木構築物の維持補修
- (ロ) 地区住民の行う防災及び環境保全事業
- (ハ) 地区並びに関係住民の生活に密着した公益事業の諸施設
- (ニ) 地区に専ら必要な公共事業
- (2) 土木工事等の施工地及び工法と遺構との関係は、次により調整する。
- (イ) 新規事業の施工にあたっては、事前に施工地の発掘調査を行い、その結果によっては、位置又は工法の変更を必要とする。
- (ロ) 次の事業の施工にあたっては、遺構に影響を及ぼさないように設計し、施工にあたっては一乗谷朝倉氏遺跡資料館および一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所の立会を必要とする。
 - ①個人の用に供する上水道管、下水道管、水路等の布設で掘削の浅いもの
 - ②宅地、畑などへの盛り土
 - ③宅地、畑などからの表土の移動で掘削の浅いもの
 - ④個人の用に供する石垣、塀、よう壁の施工で掘削の浅いもの
 - ⑤個人の用に供する道路の新設、補修で小規模のもの
 - ⑥遺構整備活用地区での構築物等における簡易な補修・整備で、地下遺構の変更を伴わないもの
 - ⑦標識・案内板・記念碑等の設置
 - ⑧遺構のないことが明らかな箇所で行われる、その他の簡易な工事
- (3) 土木工事等の工法は、原則として次の基準による。
- (イ) 重量機械の使用を避ける。
- (ロ) 護岸、よう壁及びのり面には、コンクリート壁及び、コンクリートブロック壁を避ける。

III その他の行為について

- (1) 次に掲げる行為はできない。
- (イ) 土石採取事業
- (ロ) Iの(3)の(二)に掲げるもの以外の営利を目的とした宣伝事業
- (2) 遺跡及び環境保全のため重要な区域の木竹の伐採は、特に綿密な事前協議を行う。

※下線部は、改定前の保存管理計画書から変更された箇所を示す

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の管理に関する取扱要領 (平成23年3月1日)

最終改正：平成29年4月1日

第1条 管理に関する基本方針

福井市は、福井県と緊密な連絡をとり、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡（以下「朝倉氏遺跡」という。）の維持、保存、活用のために努力し、この遂行に必要な対策を講ずるものとする。

第2条 行事等の開催の手続

- 1 朝倉氏遺跡指定区域内で行事等を開催しようとするときは、次の各号の手続きを経ることを要する。
 - (1) 福井市に、開催日30日以上前に、使用許可申請の届出をなすこと。
 - (2) 遺跡内市有地において写真又は映像の撮影を行うときは、福井市に撮影を行う日から7日以上前に、撮影許可申請等の届出をなすこと。
 - (3) 第1号又は第2号において、福井市教育委員会が文化財保護法第125条に定める現状変更等に該当すると判断したときは、同法の手続により文化庁長官の許可を得ること。ただし、現状変更等に該当する

か否かは、福井県教育委員会と協議して、これを判断しなければならない。

- 2 次に掲げるものについては、前項にかかわらず届出をなすことを要しない。
 - (1) 福井市一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所が実施する日常の維持管理上必要な清掃その他の業務
 - (2) 福井市一乗谷史跡公園センターおよびその隣接駐車場において、その設置目的達成のために行う業務および行事
 - (3) 一般住民の日常生活上の業務であって現状変更等に明らかに該当しないと認められるもの

第3条 現状変更等の申請の基準

- 1 現状変更等の申請の審議は、次の各号の要件を具備するもののみを対象とする。
 - (1) 遺構等またはその保存に危険、危害を及ぼすおそれなく、またはその危険、危害を防止する対策が十分に講ぜられていること
 - (2) 遺構等に直接危険、危害を及ぼさない場合でも、滅失、毀損等のおそれがある場合には、その危険等を防止する対策が十分に講ぜられていること
 - (3) 景観に直接もしくは間接の影響を及ぼさず、または影響が極めて軽微なものであること
- 2 次に掲げるものについては、前項の条件を満たすものであっても、あらかじめ、一乗谷朝倉氏遺跡資料館および一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所の立会を求めなければならない。
 - (1) 芝生広場における会場設営のための杭打ち等
 - (2) 仮設舞台など、簡易な工作物の設置

第4条 使用許可申請の基準

第2条第1項第1号の使用許可申請については、次の各号の要件を具備するもののみを審議の対象とし、それ以外のものについては、開催を認めない。

- (1) 史跡にふさわしく、公共性が認められること
- (2) 全域を独占せず、または一部の地域であっても一般見学者に著しく迷惑をかけるような形態での独占はしないこと
- (3) 整備地域における行事等については、福井県または福井市が主催、共催または後援し、朝倉氏遺跡を周知させ、または一般見学者の気分をなごませる目的をもって行う行事等であること
- (4) 芝生広場における行事等については、朝倉氏遺跡の理解、周知に資する目的をもって行う教育的、文化的行事または地域住民が自ら行う伝統的行事であって、いずれも文化財に対する十分な配慮のもとに行われるものであること

第5条 遵守事項

朝倉氏遺跡指定地域内の市有地での行事等の開催にあたっては、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用の制約または禁止
- (2) 監視員の配置と安全対策の確立
- (3) 遺構及び関連施設等の毀損防止
- (4) 後始末の徹底
- (5) 交通渋滞防止のための十分な対策の確立

附則

- 1 この取扱要領は平成23年3月1日から施行する。

附則

- 1 この取扱要領は平成29年4月1日から施行する。

図版目次

写真目次

[巻頭写真 1] 朝倉館跡庭園	i	[写真 4-31] 礎石（観音山）	62
[巻頭写真 2] 湯殿跡庭園	i	[写真 4-32] 石組水路	62
[巻頭写真 3] 諏訪館跡庭園	ii	[写真 4-33] 排水路	62
[巻頭写真 4] 南陽寺跡庭園	ii	[写真 4-34] 空濠石垣	62
[写真 1-1] 第 1 回策定委員会	8	[写真 4-35] 斜面地の洗掘	64
[写真 1-2] 第 1 回策定委員会 現地確認	8	[写真 4-36] 表土の洗掘	64
[写真 1-3] 第 2 回策定委員会	8	[写真 4-37] 低木の根の影響	64
[写真 1-4] 第 3 回策定委員会	8	[写真 4-38] 景石の割れ	64
[写真 1-5] 第 4 回策定委員会	8	[写真 4-39] 水路への土砂堆積、不明瞭化	64
[写真 1-6] 第 5 回策定委員会	8	[写真 4-40] 背景木の管理	64
[写真 1-7] 第 6 回策定委員会	8	[写真 4-41] 根の露出による通行不良	64
[写真 1-8] 第 7 回策定委員会	8	[写真 4-42] 園路内への根の露出	64
[写真 2-1] 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡 俯瞰写真 北から	9	[写真 4-43] 園池	66
[写真 2-2] 上城戸跡	19	[写真 4-44] 本尊石	66
[写真 2-3] 下城戸跡	19	[写真 4-45] 橋石組	66
[写真 2-4] 復原町並	19	[写真 4-46] 礼拝石	66
[写真 2-5] 遺構展示地区	19	[写真 4-47] 上段の滝石組	66
[写真 2-6] 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	19	[写真 4-48] 排水路	66
[写真 2-7] 一乗谷史跡公園センター	19	[写真 4-49] 輪蔵回転軸の受石	66
[写真 3-1] 蹲踞様の石組	31	[写真 4-50] 石垣	66
[写真 3-2] 手水鉢と推定される遺物	31	[写真 4-51] 橋石の割れ	68
[写真 3-3] 朝倉館跡庭園の平庭	31	[写真 4-52] オオモミジの根の侵入	68
[写真 3-4] 第 43 次発掘庭園	31	[写真 4-53] 景石の割れ	68
[写真 3-5] 第 15 次発掘庭園	31	[写真 4-54] 流路底の損傷	68
[写真 3-6] 第 24 次発掘庭園	31	[写真 4-55] 流路底の劣化	68
[写真 3-7] 第 51 次発掘庭園	31	[写真 4-56] 滝石組前の底石埋没	68
[写真 3-8] 第 57 次発掘庭園	31	[写真 4-57] 背景木の人工林	68
[写真 3-9] 建物遺構群と園池	33	[写真 4-58] 説明板構造体の老朽化	68
[写真 3-10] 朝倉館跡庭園 滝石組	33	[写真 4-59] 園池	70
[写真 3-11] 湯殿跡庭園 全体	34	[写真 4-60] 滝石組	70
[写真 3-12] 湯殿跡庭園 滝石組	34	[写真 4-61] ビクニン清水	70
[写真 3-13] 諏訪館跡庭園 園池と滝副石	36	[写真 4-62] 門遺構（平面表示）	70
[写真 3-14] 諏訪館跡庭園 上段の滝石組	36	[写真 4-63] 仏殿遺構（平面表示）	70
[写真 3-15] 南陽寺跡庭園 滝石組	37	[写真 4-64] 歌碑	70
[写真 3-16] 南陽寺跡庭園 仏殿遺構（平面表示）	37	[写真 4-65] 侵入防止柵・溝	70
[写真 4-1] 観音山	55	[写真 4-66] 園路	70
[写真 4-2] 濠と土塁	55	[写真 4-67] 景石の割れ	72
[写真 4-3] 濠と土塁	55	[写真 4-68] 門遺構（平面表示）の埋没	72
[写真 4-4] 空濠石垣	55	[写真 4-69] イトザクラ未復旧	72
[写真 4-5] 土塁の石垣と階段	55	[写真 4-70] 平坦面の雨水滞水	72
[写真 4-6] 建物遺構群	55	[写真 4-71] 転落防止対策の未整備	72
[写真 4-7] 義景墓所	55	[写真 4-72] 説明板構造体の老朽化	72
[写真 4-8] エドヒガンザクラ	55	[写真 7-1] 優先的に対処する事業の例 朝倉館跡庭園 周辺の危険木	91
[写真 4-9] 園池	56	[写真 7-2] 優先的に対処する事業の例 園池付近の動線	91
[写真 4-10] 橋石組（橋石は残欠）	56	[写真 7-3] 工事対象地 1（北濠跡）	94
[写真 4-11] 園池の底石	57	[写真 7-4] 工事対象地 2（空濠跡）	94
[写真 4-12] 安島石	57	[写真 7-5] 南陽寺跡庭園北側の境内地跡	98
[写真 4-13] 仕切り堀基礎	57	[写真 7-6] 枯山水様の平庭	98
[写真 4-14] つづら折れ水路	57		
[写真 4-15] 貯水池（園池水源）	57		
[写真 4-16] 流れ	57		
[写真 4-17] 土留め石垣と階段	57		
[写真 4-18] 花壇遺構	57		
[写真 4-19] 濠の法面崩落	60		
[写真 4-20] つづら折れ水路上への転石	60		
[写真 4-21] 石組水路の縁石の転落	60		
[写真 4-22] 橋石の割れと排水不良	60		
[写真 4-23] 土砂の堆積と園池底石の埋没	60		
[写真 4-24] 土塁の石垣崩落	60		
[写真 4-25] 侵入防止柵の老朽化	60		
[写真 4-26] 遺構上の動線経路	60		
[写真 4-27] 園池	62		
[写真 4-28] 橋石組跡	62		
[写真 4-29] 滝石組	62		
[写真 4-30] 亀島状石組	62		

図目次

[図 1-1] 福井市位置図	2
[図 1-2] 福井市の地勢	2
[図 1-3] 対象範囲位置図	3
[図 1-4] 対象範囲詳細位置図 (S=1:4,000)	4
[図 1-5] 福井市域全体に関連する計画の位置付け	6
[図 2-1] 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の月間降水量及び 最大積雪深、平均気温（平成 27 年）	10
[図 2-2] 庭園周辺表層地質図	11
[図 2-3] 植生図	12
[図 2-4] 庭園周辺の主な樹木の分布図	13
[図 2-5] 一乗谷地区特定景観計画区域	15
[図 2-6] 土砂災害警戒区域等指定図	16
[図 2-7] 砂防指定地及び保安林指定地範囲図	17
[図 2-8] 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡内の関連文化資産 と関連施設等	18

[図 2-9] 「一乗谷古絵図」江戸時代（推定）	23	[表 7-1] 優先的に対処する事業（3 ヶ年分）の年次計画表	93
[図 2-10] 「一乗谷古絵図（部分拡大）」江戸時代（推定）	23	[表 7-2] 経過観察の項目	96
[図 2-11] 一乗谷朝倉氏館跡庭園 発掘後平面図 其ノ一	24	[表 7-3] 保存と活用 現状及び課題から事業計画までの一覧表	100
[図 2-12] 一乗谷朝倉氏館跡庭園 発掘後平面図 其ノ二	24	[巻末表 1] 朝倉館跡庭園 図面類一覧表	104
[図 2-13] 朝倉氏湯殿跡庭園実測図	25	[巻末表 2] 湯殿跡庭園 図面類一覧表	105
[図 2-14] 朝倉氏諏訪館跡庭園実測図	26	[巻末表 3] 諏訪館跡庭園 図面類一覧表	106
[図 2-15] 南陽寺跡庭園平面・立面図	27	[巻末表 4] 南陽寺跡庭園 図面類一覧表	106
[図 3-1] 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡調査地略図	29	[巻末表 5] 朝倉氏・一乗谷 庭園関係年表①	107
[図 3-2] 朝倉館跡配置図	33	[巻末表 6] 朝倉氏・一乗谷 庭園関係年表②	115
[図 3-3] 湯殿跡庭園平面図	35	[巻末表 7] 調査・研究・整備に関する年表	(第1期保存整備) … 117
[図 3-4] 諏訪館跡庭園平面図	36	[巻末表 8] 調査・研究・整備に関する年表	(第2期保存整備) … 119
[図 3-5] 南陽寺跡庭園平面図	38	[巻末表 9] 参考文献一覧表（先行研究）	121
[図 3-6] 指定の経過図	39	[巻末表 10] 参考文献一覧表（参考資料）	127
[図 4-1] 特別名勝庭園 地区区分図	46		
[図 4-2] 朝倉館跡庭園及び湯殿跡庭園 地区区分図	47		
[図 4-3] 諏訪館跡庭園 地区区分図	50		
[図 4-4] 南陽寺跡庭園 地区区分図	52		
[図 4-5] 朝倉館跡庭園 構成要素図	54		
[図 4-6] 朝倉館跡庭園 構成要素図	56		
[図 4-7] 朝倉館跡庭園内の課題 園池部分	58		
[図 4-8] 朝倉館跡庭園内の課題 全体図	59		
[図 4-9] 湯殿跡庭園 構成要素図	61		
[図 4-10] 湯殿跡庭園内の課題	63		
[図 4-11] 諏訪館跡庭園 構成要素図	65		
[図 4-12] 諏訪館跡庭園内の課題	67		
[図 4-13] 南陽寺跡庭園 構成要素図	69		
[図 4-14] 南陽寺跡庭園内の課題	71		
[図 5-1] 朝倉館跡庭園の現状の課題に対する方策	83		
[図 5-2] 朝倉館跡庭園（園池部分）の現状の課題に対する方策	84		
[図 5-3] 湯殿跡庭園の現状の課題に対する方策	84		
[図 5-4] 諏訪館跡庭園の現状の課題に対する方策	85		
[図 5-5] 南陽寺跡庭園の現状の課題に対する方策	86		
[図 7-1] 計画の推進体制	90		
[図 7-2] 朝倉館跡庭園周辺における発掘調査の履歴及び優先的に対処する事業の対象位置図 (S=1:1000)	95		
[図 7-3] 追加指定範囲の検討	98		
[巻末図 1] 一乗谷朝倉氏館跡庭園 発掘後平面図	103		

表目次

[表 1-1] 策定委員会経過内容	7
[表 2-1] 法規制 届出の対象となる行為	14
[表 2-2] 近代までの一乗谷の沿革（略年表）	21
[表 2-3] 調査及び整備事業の沿革（略年表）	22
[表 3-1] 当主館等の庭園遺構	30
[表 3-2] 家臣屋敷等の庭園遺構	30
[表 4-1] 朝倉館跡庭園及び湯殿跡庭園 地区区分の概略	48
[表 4-2] 朝倉館跡庭園及び湯殿跡庭園 構成要素 (地区区分別)	49
[表 4-3] 諏訪館跡庭園 地区区分の概略	50
[表 4-4] 諏訪館跡庭園 構成要素（地区区分別）	51
[表 4-5] 南陽寺跡庭園 地区区分の概略	52
[表 4-6] 南陽寺跡庭園 構成要素（地区区分別）	52
[表 4-7] 保存と活用における行為区分	74
[表 4-8] 保存と活用における課題の整理	75
[表 5-1] 朝倉館跡庭園及び湯殿跡庭園の保存と活用において重視すべき特性	77
[表 5-2] 諏訪館跡庭園の保存と活用において重視すべき特性	78
[表 5-3] 南陽寺跡庭園の保存と活用において重視すべき特性	78
[表 5-4] 朝倉館跡庭園の保存と活用における方策	82
[表 5-5] 湯殿跡庭園の保存と活用における方策	82
[表 5-6] 諏訪館跡庭園の保存と活用における方策	85
[表 5-7] 南陽寺跡庭園の保存と活用における方策	86
[表 6-1] 現状変更等の申請区分	89

特別名勝一乗谷朝倉氏庭園保存活用計画書

令和2年3月発行

発行・著作 福井市商工労働部観光文化局
文化振興課 一乗谷朝倉氏遺跡管理事務所
福井県福井市城戸ノ内町 10-48
TEL 0776-41-2173

編集 株式会社 環境事業計画研究所
京都府京都市上京区多門町 440-6